

第 2 編 災害予防計画

第2編 災害予防計画

目次

第2編 災害予防計画	1
第1章 共通の災害予防計画	43
第1節 災害予防計画の構成	43
第2節 災害に強いまちづくり	44
第1款 防災対策に係る土地利用の推進	44
1 防災対策に係る土地利用に関する事業の基本方針（実施主体：建設部）	44
2 防災対策に係る土地利用に関する事業の実施（実施主体：建設部）	45
第2款 都市基盤の整備	46
1 都市基盤施設の防災対策に係る整備（実施主体：建設部、県、道路管理者、港湾管理者、漁港管理者）	46
2 火災に強いまちの形成（実施主体：東部消防組合、建設部、総務部）	47
第3款 ライフライン施設等の機能の確保	49
1 上水道施設災害の予防（実施主体：建設部）	49
2 下水道施設災害の予防（実施主体：建設部）	49
3 都市ガス施設等災害の予防（実施主体：沖縄ガス（株））	50
4 高圧ガス施設災害の予防（実施主体：総務部、東部消防組合、（一社）沖縄県高圧ガス保安協会）	50
5 電力施設災害の予防（那覇産業保安監督事務所、沖縄電力（株））	51
6 通信施設災害の予防（実施主体：総務部、福祉部、県、各電気通信事業者）	52
7 放送施設災害の予防（実施主体：各放送機関）	54
8 通信・放送設備の優先利用等の事前措置（実施主体：総務部、県、関係機関）	54
第4款 危険物施設等の対策	55
1 危険物災害予防計画（実施主体：総務部、東部消防組合、浦添警察署、危険物製造所等の管理者・監督者）	55
2 毒物・劇物災害予防計画（実施主体：総務部、東部消防組合、県、浦添警察署、毒物劇物営業者等）	56
3 火薬類災害予防計画（実施主体：総務部、那覇産業保安監督事務所、県、浦添警察署、（一社）沖縄県火薬類保安協会等）	56
4 有害化学物質等漏出災害予防計画（実施主体：総務部、県）	56
5 石油コンビナート災害予防計画（実施主体：総務部、県、特定事業所）	57
第3節 災害に強い人づくり	58

第1款 防災訓練	58
1 防災訓練の実施に係る基本方針	58
2 各防災訓練の実施に係る事項（実施主体：総務部、防災関係機関）	58
3 総合防災訓練等（実施主体：総務部、関係部局、防災関係機関）	59
4 防災訓練の成果の点検（実施主体：総務部、関係部局、防災関係機関）	60
5 地域防災訓練等の促進（実施主体：総務部、県）	60
第2款 防災知識の普及・啓発	61
1 防災知識の普及・啓発（実施主体：総務部、気象台、防災関係機関）	61
2 各種防災教育の実施（実施主体：総務部、建設部、教育部、防災関係機関）	62
3 消防・防火教育（実施主体：東部消防組合、総務部、事業所）	63
4 災害教訓の伝承（実施主体：総務部、県）	65
第3款 自主防災組織の育成	66
1 自主防災組織整備計画の策定	66
2 町民の防災意識の向上（実施主体：総務部）	66
3 組織の編成単位（実施主体：総務部）	66
4 組織づくり（実施主体：総務部）	66
5 活動計画の策定（実施主体：総務部）	66
6 組織の活動	67
7 資機材の整備（実施主体：総務部）	67
8 活動拠点整備等（実施主体：総務部）	67
9 組織の結成の促進と育成（実施主体：総務部、東部消防組合）	67
第4款 企業防災の促進	68
1 事業者における防災対策の強化（実施主体：各事業者）	68
2 町・県の支援（実施主体：建設部、総務部、県、商工会）	68
第5款 消防力の強化等	69
1 消防力・消防体制等の拡充強化（実施主体：総務部、東部消防組合）	69
2 火災予防査察・防火診断（実施主体：総務部、東部消防組合）	69
3 消防職員の充実（実施主体：総務部、東部消防組合、県）	69
4 消防団員の充実（実施主体：総務部、県）	69
第6款 地区防災計画の普及等	71
1 地区防災計画の位置づけ（実施主体：町防災会議）	71
2 地区防災計画の普及促進（実施主体：総務部）	71
3 個別避難計画との整合（実施主体：福祉部、総務部）	71
第4節 災害応急対策活動の準備	72
第1款 初動体制の強化	72
1 職員の動員配備対策の充実（実施主体：総務部、関係部局）	72
2 災害対策本部の円滑な設置・運営のための備えの充実（実施主体：総務部、建設部）	72
3 災害情報の収集・伝達体制の充実（実施主体：総務部）	73
4 情報分析体制の充実（実施主体：総務部、県）	73

5	災害対策実施方針の備え（実施主体：総務部）	74
6	複合災害への備え（実施主体：総務部、防災関係機関）	74
第2款	活動体制の確立	75
1	職員の防災対応力の向上（実施主体：総務部）	75
2	物資、資機材の確保及び調達体制の充実（実施主体：総務部、建設部）	75
3	応援体制の強化（実施主体：総務部、福祉部、建設部、関係部局、県）	77
4	交通確保・緊急輸送体制の充実（実施主体：総務部、建設部、福祉部、県、県警察、 道路管理者）	78
5	広報広聴体制の充実（実施主体：総務部）	80
6	防災拠点の整備に関する検討（実施主体：総務部）	80
7	公的機関等の業務継続性の確保（実施主体：総務部、関係部局、防災関係機関）	80
第3款	個別応急対策の迅速かつ円滑な実施のための事前措置の充実	82
1	生命・財産への被害を最小限とするための事前措置の充実（実施主体：総務部、関係 部局、東部消防組合、県）	82
2	大規模停電への備え（実施主体：病院、社会福祉施設等の管理者）	83
3	被災者の保護・救援のための事前措置の充実（実施主体：総務部、教育部、建設部、 関係部局、県）	83
第4款	消防防災ヘリコプターの整備の検討	86
第5款	災害ボランティアの活動環境の整備	87
1	ボランティア意識の醸成（実施主体：福祉部、教育部、西原町社会福祉協議会、県）	87
2	ボランティアの育成等（実施主体：福祉部、西原町社会福祉協議会、県）	87
3	ボランティア支援対策（実施主体：福祉部、建設部、総務部、西原町社会福祉協議会、 県）	87
第6款	要配慮者の安全確保	89
1	社会福祉施設等における安全確保（実施主体：総務部、福祉部）	89
2	在宅で介護を必要とする町民の安全確保（実施主体：総務部、福祉部）	90
3	不特定多数の者が利用する施設における安全確保（実施主体：施設管理者）	92
第7款	観光客・旅行者・外国人等の安全確保	93
1	観光客・旅行者等の安全確保（実施主体：総務部、建設部、施設管理者、各交通機関 等）	93
2	外国人の安全確保（実施主体：総務部、建設部）	93
3	観光危機管理体制の整備（実施主体：総務部、建設部、観光関連団体等）	94
第5節	避難体制等の整備	95
1	避難体制の整備（実施主体：総務部、福祉部、建設部、教育部、関係施設等管理者）	95
2	避難場所・避難所の指定・整備等（実施主体：総務部、福祉部、関係部局）	95
第2章	地震・津波災害予防計画	99
第1節	地震・津波災害予防計画の基本方針等	99

1 減災目標	99
2 緊急防災事業の適用	99
3 防災研究の推進	99
第2節 地震・津波に強いまちづくり	100
第1款 都市基盤の整備	100
1 津波に強いまちの形成（実施主体：建設部、総務部）	100
第2款 地盤災害の防止等	102
1 地盤災害防止（実施主体：建設部、関係部局）	102
2 農地防災事業の促進（実施主体：建設部）	102
第3款 建築物・構造物等の対策	103
1 防災建築物・構造物等の建設の促進（実施主体：建設部、教育部）	103
2 文化財災害予防計画（実施主体：教育部、文化財の所有者又は管理者）	104
第3節 地震・津波に強い人づくり	105
1 広域津波避難訓練（実施主体：総務部、関係部局、防災関係機関）	105
第4節 地震・津波災害応急対策活動の準備	106
1 建築物・宅地の応急危険度判定体制の整備（実施主体：建設部）	106
第5節 津波避難体制等の整備	107
1 津波避難計画の策定・推進（実施主体：総務部）	107
2 津波危険に関する啓発（実施主体：総務部、福祉部、建設部、教育部）	108
3 津波に対する警戒避難体制・手段の整備（実施主体：総務部）	109
4 津波災害警戒区域における警戒避難体制の整備等（実施主体：総務部）	110
第3章 風水害等災害予防計画	111
第1節 風水害等災害予防計画の基本方針	111
第2節 風水害等に強いまちづくり	111
第1款 地盤・土木施設等の対策、災害危険区域の指定等	111
1 治水計画（実施主体：総務部、建設部）	111
2 土砂災害予防計画（実施主体：総務部、建設部）	113
3 農地等災害の予防及び防災営農の確立（実施主体：建設部）	114
4 高潮等対策（実施主体：総務部、建設部、県）	115
5 緑地の整備・保全（実施主体：建設部）	115
第2款 建築物・構造物等災害予防計画	116
1 建築物等の耐風及び耐火対策の促進（実施主体：建設部）	116
2 公共建築物の耐風及び耐火対策等（実施主体：建設部）	116

3	公共建築物等の定期点検及び定期検査（実施主体：関係部）	116
4	文化財災害予防計画（実施主体：教育部、文化財の所有者又は管理者）	116
第3款	不発弾災害予防計画	117
1	不発弾の処理体制（実施主体：総務部、県、県警察、自衛隊、第十一管区海上保安本部（中城海上保安部））	117
2	関係機関の協力体制の確立（実施主体：総務部、県、国、関係機関）	118
第4款	気象観測施設・体制の整備	119
1	沖縄気象台における気象業務体制の整備（実施主体：総務部、沖縄気象台）	119
2	主要関係機関における気象観測体制の整備（実施主体：総務部、建設部、県、関係機関）	119
第3節	風水害等に強い人づくり	120
第1款	防災知識の普及・啓発	120
1	台風教育（実施主体：総務部、教育部、沖縄気象台）	120
第2款	自主防災組織の育成	121
第4節	風水害等応急対策活動の準備	122
第1款	個別応急対策の迅速かつ円滑な実施のための事前措置の充実	122
1	水防及び救助施設等整備計画（実施主体：総務部、建設部、東部消防組合、船舶関係者、危険物取扱者）	122
第5節	道路事故災害予防計画	123
1	危険箇所の点検・補修（実施主体：建設部、沖縄総合事務局、県、西日本高速道路）	123
2	体制・資機材の整備等（実施主体：建設部、沖縄総合事務局、県、西日本高速道路）	123
第6節	海上災害予防計画	124
1	災害応急対策への備え（建設部、第十一管区海上保安本部、沖縄総合事務局、県、消防機関）	124

第1章 共通の災害予防計画

第1節 災害予防計画の構成

地震、風水害等の自然災害に対して町民の生命・財産の安全を確保するための予防対策は、総論として「災害に強いまちづくり」、「災害に強い人づくり」、「災害応急対策活動の準備」、「避難体制の整備」の4つに区分する。

また、地震、津波、風水害等各種災害に共通の災害予防対策は「第1章 共通の災害予防計画」、地震・津波災害に特有な予防対策を「第2章 地震・津波災害予防計画」、風水害等に特有な対策を「第3章 風水害等災害予防計画」に記す。

第2節 災害に強いまちづくり

町、県及び国は、避難路、避難場所、延焼遮断帯、防災活動拠点ともなる幹線道路、都市公園、河川、港湾、空港等の骨格的な都市基盤施設及び防災安全街区の整備、危険な住宅密集市街地の解消等を図るための防災街区整備事業、土地区画整理事業、市街地再開発事業等による市街地の面的な整備、建築物や公共施設の耐震・不燃化、水面・緑地帯の計画的確保、耐震性貯水槽や備蓄倉庫、海水・河川水・下水処理水等を消防水利として活用するための施設の整備等を図るとともに、防火地域及び準防火地域の的確な指定による防災に配慮した土地利用への誘導、それぞれの災害に応じた防災拠点施設等の浸水防止機能、土砂災害に対する安全確保等により、災害に強い都市構造の形成を図るものとする。

また、防災・まちづくり・建築等を担当する各部局の連携の下、地域防災計画や立地適正化計画等をふまえ、災害の危険性等地域の実情に応じて、優先度の高い避難行動要支援者から個別避難計画を作成するとともに、住宅に関する補助や融資等における優遇措置等の対象となる立地を限定し、住宅を安全な立地に誘導する等、まちづくりにおける安全性の確保を促進するよう努める。

さらに、町は、所有者不明土地を活用した防災空地、備蓄倉庫等の整備、災害発生のおそれのある所有者不明土地の管理不全状態の解消等、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく措置を活用した防災対策を検討する。

第1款 防災対策に係る土地利用の推進

1 防災対策に係る土地利用に関する事業の基本方針（実施主体：建設部）

災害に備えた適正な土地利用の推進により、安全な都市環境の整備を促進するための基本方針は、以下のとおりである。

(1) 防災上危険な市街地の解消

土地区画整理事業や市街地再開発事業等を推進し、防災上危険な密集市街地の解消を図るほか、避難等の機能を有する道路や公園等の都市基盤施設を整備する。

ア 避難路

避難路は、安全に避難するために原則幅員 12m以上の道路、又は幹線道路等を主要避難路として位置づける。ただし、地形、土地利用、自治会等が避難路として定める場合は、道路幅員にとられない。

イ 避難公園

都市公園の近隣公園を公共ゾーン（中央公民館、庁舎等）に配置することにより、避難地としての面積拡大、機能向上を図る。

(2) 新規開発に伴う指導・誘導

新規開発等に際しては、防災の観点から調整・指導を行い、安全性の高い市街地の形成を図る。

また、土地区画整理事業等による防災上重要な都市基盤施設の先行整備等を行う。

2 防災対策に係る土地利用に関する事業の実施（実施主体：建設部）

(1) 土地区画整理事業

事業実施中の地区は、防災上必要な都市基盤施設を整備する。

(2) 市街地再開発事業等

町は、市街地の防災性を考慮し総合的な都市再開発に取り組み、建築物の耐震化及び不燃化等の延焼火災の防止、緑地保全等の整備及び河川、下水道、道路等の浸水対策を推進する。また、避難路や広場等を整備することにより、都市防災の機能確保を図る。

(3) 新規開発に伴う指導

低地部の軟弱地盤地域での大規模宅地造成や危険斜面の周辺等での開発行為に際しては、液状化や斜面災害を防止するとともに、防災に配慮した土地利用となるよう規制・誘導対策の導入を計画的に行う。

第2款 都市基盤の整備

1 都市基盤施設の防災対策に係る整備（実施主体：建設部、県、道路管理者、港湾管理者、漁港管理者）

(1) 都市基盤施設の防災対策に関する基本方針

町及び県は、都市の防災構造上重要な都市基盤施設の整備を推進する。また、災害による甚大な被害が予測され、都市防災構造化対策を緊急かつ総合的に実施し、道路・公園、河川・砂防施設、港湾等の都市基盤施設や防災拠点、避難地、避難路、避難誘導標識等の防災対策を推進する。

(2) 防災対策に係る都市基盤施設の整備に関する事業の実施

災害に強い都市構造の形成を図るための具体的な事業の内容は、以下のとおりである。

ア 防災拠点機能の確保

町は、広域避難地となる都市公園等が、災害応急対策活動の場として防災機能をより一層効果的に発揮させるため、備蓄倉庫、耐震性貯水槽、災害用トイレ及び臨時ヘリポート等の整備を推進する。

イ 避難地・避難路の確保及び誘導標識等の設置

町は、広域避難地となる都市基幹公園、一時避難地となる住区基幹公園等を計画的に配置・整備し、必要に応じ公共施設等のオープンスペースを利用した避難地及び避難路を確保するとともに、誘導標識等の設置を推進し、消防・避難活動等の対策を強化する。

ウ 防災上重要な道路の整備

(ア) 道路整備に係る防災対策の基本的な考え方

町は、避難路、緊急輸送道路及び消防活動困難区域の解消に資する道路整備を推進する。

(イ) 道路施設の整備

町は、道路施設の耐震性の確保を基本として道路施設整備を推進し、施設の重要度に応じて既存道路施設の耐震補強を実施するとともに、道路暗渠等については都市化による河川への雨水の集中的流入を考慮し、河川の流下能力を著しく損なうことがないように対処する。

a 所管道路について危険箇所調査を実施し、補修等対策工事を行う。

b 対策が必要な橋梁について、架替、補強及び落橋防止装置の整備を実施する。

(ウ) 緊急輸送路ネットワークの形成

道路管理者は、消防、救急・救助及び輸送活動等を迅速・円滑に実施するため、道路（緊急輸送路）幅員の拡大や改良等を推進するとともに、これらと交通、輸送、給水及び災害対策等の拠点（ターミナル、港湾、空港、臨時ヘリポート、水道施設、道の駅等）へのアクセス道路を有機的に連絡させて、緊急輸送道路ネットワークを形成し、各種防災活動を円滑に実施できるようにする。

(エ) 広域的な防災拠点機能の確保

県は、道の駅等を道路啓開や災害復旧の活動のための災害時の広域的な防災拠点として位置づける。

(オ) 道路啓開用資機材の整備

町は、放置車両、がれき及び倒壊電柱等を除去し、必要に応じ路面及び橋梁段差の修正を行うことで、震災時の緊急輸送道路としての機能を早期に確保できるよう、レッカー車、クレーン車、

バックホウ、ホイールローダー及び工作車等の道路啓開用資機材の確保の体制を整える。

(カ) 応急復旧体制の確保

道路管理者は、発災後の道路の障害物除去、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保について、道路啓開計画に基づく一元的な出動要請を行えるよう、建設業者との協定の締結に努める。

また、障害物除去、応急復旧等を迅速に行えるよう、あらかじめ応急復旧要領を作成し、道路管理者と関係機関が相互に連携して定期的な実動訓練に取り組む。

エ 港湾・漁港整備事業

(ア) 港湾・漁港整備事業の実施

港湾・漁港は、海上交通ルートによる避難、救助及び輸送を行う上で、極めて重要な役割を果たすものである。

そのため、町及び県は、地震・津波、風水害等によっても大きな機能麻痺を生じないように、特に重要な拠点港湾・漁港とそれを補完する港湾・漁港において、耐震強化岸壁、緑地、背後道路等の整備に努め、震災後の物資輸送拠点としての機能の確保に努める。

(イ) 応急復旧体制の確保

港湾管理者及び漁港管理者は、関係機関と連携し、発災時の港湾・漁港機能の維持・継続のための対策を検討する。また、港湾・漁港の危険物の除去、航路啓開、応急復旧等に必要な人員及び資機材等の確保に関する建設業者等との協定の締結等必要な対策を講じる。

港湾管理者は、緊急輸送等に必要な航路等の機能を確保するため、航路等の水域沿いの港湾施設を管理する民間事業者等に対して施設の維持管理状況の報告を求めるとともに、必要に応じて立入検査を行う。また、施設の維持管理が適切に行われず、災害時に船舶の航行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められる場合には、適正な維持管理のための措置を講ずるよう命じ、又は勧告を行うものとする。

2 火災に強いまちの形成（実施主体：東部消防組合、建設部、総務部）

(1) 火災に強いまちの形成に係る基本方針

予想される大規模地震等による延焼火災の防止を図るための基本方針は、以下のとおりである。

ア 不燃化の推進

町は、火災・延焼の危険度が高い地区について、建築物の不燃化を推進する。

イ 消防活動困難区域の解消

町は、消防自動車の出入りができる幅員6m以上の道路からホースが到達する一定の距離以上離れた消防活動困難区域等については、1、2に記した事業のほか、都市防災構造総合推進事業や街路整備事業等により消火活動の困難な区域を解消する。

ウ 延焼遮断帯等の形成

町は、広幅員の道路、公園、空地等を確保することにより延焼遮断帯を形成する。

エ 地震に強い消防水利の確保

町は、消火栓の被害を想定した地震に強い消防水利・耐震性貯水槽等を計画的に整備する。

(2) 火災・延焼予防事業の実施

火災・延焼の防止を図るための具体的な事業の内容は、以下のとおりである。

ア 指定防火・準防火地域の不燃化

町は、商業地域及び近隣商業地域については、防火地域又は準防火地域の指定を火災・延焼の危険度が高い地区を重点に積極的に実施し、不燃化を促進する。

イ 公営住宅の不燃化推進

町は、町営住宅等の公営住宅については、市街地特性、火災・延焼の危険度及び老朽度等を考慮し、建替えによる不燃化の推進を図る。

ウ 消防施設等の整備促進

町及び県は、地域における消防力や消防水利の充足状況を勘案し、防火水槽、耐震性貯水槽の整備、海水、河川水等の自然水利の活用、水泳プール及びため池等を指定消防水利として活用することにより、消防水利の多様化を図るとともに、その適正な配置に努めるものとする。併せて、可搬式小型動力ポンプ、小型動力ポンプ付積載車及び救助工作車等消防用施設・設備の整備促進を図る。

また、町の消防施設等については、消防力の整備指針（平成 12 年消防庁告示第 1 号）、消防水利の基準（昭和 39 年消防庁告示第 7 号）及び関係法令等に基づいて整備拡充することとする。

第3款 ライフライン施設等の機能の確保

ライフラインの被災は、安否確認、町民の避難、救命・救助等の応急対策活動等に支障を与えるとともに避難生活環境の悪化等をもたらすことから、町、県、国及びライフライン事業者は、上下水道、工業用水道、電気、ガス、石油・石油ガス、通信サービス、廃棄物処理施設等のライフライン施設について、地震災害においては耐震性の確保、津波災害においては耐浪性の確保、風水害においては浸水防止対策等災害に対する安全性の確保を図るとともに、系統多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保を進め、併せて電線、水管等の公益物件を収容するための共同溝等の整備を推進する。

特に、3次医療機関等の人命に関わる重要施設への供給ラインの重点的な耐震化や津波への安全性確保を進めるほか、廃棄物処理施設については、災害時の電力や熱の供給等を可能とする始動用緊急電源や電気・水・熱の供給設備の設置等を図り、広域処理を行う地域単位で処理能力に一定の余裕を確保する等災害廃棄物処理機能の多重化や代替性の確保に努めるものとする。

また、各ライフライン施設は以下のとおり対応する。

1 上水道施設災害の予防（実施主体：建設部）

町は、災害による上水道施設の被害を軽減するとともに、被災した場合にも速やかに給水を再開できるように次の対策を行う。

(1) 施設の防災対策の強化

水道事業者及び水道用水供給事業者における水道施設の新設、拡張、改良等に際しては、日本水道協会発刊の「水道施設設計指針」「水道施設耐震工法指針・解説」等により設計するほか、十分な耐震設計、耐震施工及び液状化対策、適切な施設の維持管理、保守点検による耐震性の確保、洪水・高潮等の浸水、土砂災害のリスク等を考慮した系統の多重化、拠点の分散及び代替施設の確保等を図り、供給システムの強化を推進する。

(2) 広域応援体制の整備

「沖縄県水道災害相互応援協定」による水道事業者及び水道用水供給事業者間の災害応援を円滑に実施できるよう、実施要領の整備、資機材等の整備及び訓練等を実施する。また、町は、災害時の給水拠点を明確にした応急給水計画の策定に努める。

2 下水道施設災害の予防（実施主体：建設部）

町は、災害による下水道施設の被害を軽減するとともに、被災した場合にも速やかに排水を再開できるように次の対策を行う。

(1) 施設の防災対策の強化及びバックアップ施設の整備

下水道施設の新設・改築等に当たっては、地震・津波、水害等の自然災害等のリスクを考慮するとともに、自家発電装置の整備（停電対策）や設備の二元化、液状化対策、代替施設の確保等、災害に強い下水道の整備を図る。

これらの整備においては、「下水道危機管理マニュアル作成の手引き」（日本下水道協会）に基づく。

また、業務継続計画（BCP）に基づき、緊急時の対応力を向上させることにより、下水道機能の継続と早期回復のための体制を確保する。

3 都市ガス施設等災害の予防（実施主体：沖縄ガス(株)）

沖縄ガス(株)は、「ガス事業法」に基づく保安管理の徹底を図るものとする。

(1) 防災計画等の策定・見直し及び訓練の実施

沖縄ガス(株)は、災害による都市ガス施設の被害やガスの漏洩等の二次災害を軽減するとともに、被災した場合にも速やかに供給を再開できるように、防災計画等を策定し、対策を推進する。

また、都市ガス施設の大規模事故や風水害を想定した防災訓練を実施し、これらをふまえて、防災計画を定期的に検証し、適宜見直しを実施する。

(2) 施設対策

沖縄ガス(株)は、施設の耐震性や液状化対策の強化、単位ブロック等の整備、地震計・通信設備の設置及びマイコンメーターの普及等を推進するとともに、洪水・高潮等の浸水及び土砂災害等の危険性を考慮して、都市ガス施設の安全、系統の多重化、拠点の分散及び代替施設の確保等を図り、大規模な風水害等時にも都市ガスの安全と安定供給を図る施設や体制の整備等を計画的に進める。

(3) 教育訓練及び防災知識の普及等

沖縄ガス(株)は、災害時の対応要領の策定、災害対策用資機材の整備・点検、従業員の防災教育・訓練、災害応援協力体制の確保及び町民等へのガス栓閉止措置の普及等を推進する。

4 高圧ガス施設災害の予防（実施主体：総務部、東部消防組合、(一社)沖縄県高圧ガス保安協会）

高圧ガスによる災害の発生及び拡大を防止するため、国、県、町、東部消防組合、公安委員会及び(一社)沖縄県高圧ガス保安協会等は連携し、保安体制の強化、「高圧ガス保安法」及び「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」に規定する基準の遵守が徹底されるよう必要な対策を講じるとともに、保安管理の徹底を図るものとする。

災害による高圧ガス災害の発生及び拡大を防止するために、国、県、町、東部消防組合、公安委員会及び(一社)沖縄県高圧ガス保安協会等は、それぞれ連絡を密にし、高圧ガス供給及び消費施設の耐震性の強化、LPガス容器の転倒防止対策、耐震性機器の設置促進、並びに安全機器の普及等を推進する。

(1) 高圧ガス製造所、貯蔵所及び販売所の保安対策

ア 高圧ガス製造所等の所有者、管理者又は占有者に対し、法令の規定する基準に適合するよう当該施設を維持させ、保安の監督指導を行う。

イ 高圧ガス製造所等については、必要に応じ立入検査を実施し、保安体制の強化を図る。

(2) 高圧ガス消費者における保安対策

ア (一社)沖縄県高圧ガス保安協会は消費者への保安啓発指導を実施し、消費者の保安意識の向上を図る。

イ 消費者の保安に係る販売事業者の監督体制の強化を図る。

(3) 路上における指導取締の実施

高圧ガス運搬車両の事故を防止するため、路上における指導取締を実施する。

(4) 高圧ガス防災月間運動、高圧ガス保安活動促進週間の実施

高圧ガス防災月間及び高圧ガス保安活動促進週間を通じ、高圧ガスの総合的安全対策を推進する。

5 電力施設災害の予防（那覇産業保安監督事務所、沖縄電力(株)）

沖縄電力(株)は、「電気事業法」「災害対策基本法」及び「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」に基づく保安管理の徹底を図るものとする。

(1) 防災業務計画の策定・見直し及び訓練の実施

沖縄電力(株)は、被災した場合にも速やかに供給を再開できるように、防災業務計画を策定し、対策を推進する。

また、防災業務計画の見直しにあたっては、災害対策を円滑に推進するため年1回以上防災訓練を実施し、これらの結果等をふまえて定期的に検証し、適宜見直しを実施する。

なお、国及び地方自治体が実施する防災訓練には積極的に参加することとする。

(2) 施設対策

沖縄電力(株)は、電力施設の災害を防止し、また発生した被害を早期に復旧するため、災害発生原因の除去と耐災環境の整備に努め、地震・津波、洪水・高潮等の浸水、土砂災害や暴風等の危険性を考慮して電力施設の安全性確保、系統の多重化、拠点の分散及び代替施設の確保等を図り、大規模な災害等時にも電力の安定供給を図る施設や体制等の整備を計画的に進める。

なお、以下のとおり施設ごとに対策を講じる。

ア 送電設備

(ア) 架空電線路

電気設備の技術基準に規定されている風圧荷重が地震動による荷重を上回るため、同基準に基づき設計を行う。

(イ) 地中電線路

終端接続箱、給油装置については、「変電所等における電気設備の耐震対策指針」に基づき設計を行う。洞道は、土木学会「トンネル標準示方書」等に基づき設計を行う。

また、地盤条件に応じて可とう性のある継手や管路を採用する等耐震性を配慮した設計とする。

イ 変電設備

機器の耐震設計は、変電所設備の重要度、その地域で予想される地震動等を勘案するほか、電気技術指針「変電所等における電気設備の耐震対策指針」により行う。

建物については、建築基準法による耐震設計を行う。

ウ 配電設備

(ア) 架空配電線路

電気設備の技術基準に規定されている風圧荷重が地震動による荷重を上回るため、同基準に基づき設計を行う。

(イ) 地中配電線路

地盤条件に応じて、可とう性のある継手や管路を採用する等耐震性を配慮した設計とする。

エ 通信設備

屋内設置装置については、構造物の設置階を考慮した設計とする。

上記について、地震動による液状化に対しては、機能に重大な支障が生じないように必要に応じて設計する。

(3) 関係機関との連携

町及び沖縄電力(株)は、倒木等により電力供給網に支障が生じることへの対策として、地域性をふまえつつ、災害時の復旧作業の迅速化に向けた相互の連携の拡大に努めるものとする。

6 通信施設災害の予防（実施主体：総務部、福祉部、県、各電気通信事業者）

町、県及び各電気通信事業者は、災害時の通信の確保を図るため、通信施設に次の予防措置を講ずる等万全の措置を期する。

特に、通信局舎等の耐震性、停電対策、危険分散、通信経路の多ルート化、バックアップ、運用体制及び関係機関の連携等の面から検討し、大規模災害時にも重要通信を確保できるように措置する。

また、通信障害が発生した場合の被害状況の把握や被災者に対する情報提供体制の整備を図るものとする。

(1) 町及び県における予防計画

ア 災害用情報通信手段の確保

町及び県は、以下について考慮の上、災害用情報通信手段の確保等を行う。

(ア) 代替手段等の確保

- ・各電気通信事業者が提供する災害時優先電話等の効果的活用
- ・携帯電話、衛星通信・衛星電話、業務用無線、アマチュア無線等の移動無線の災害時活用体制の確保（アマチュア無線の活用は、ボランティア性に配慮）

(イ) 冗長性の確保

- ・無線ネットワークの整備・拡充及び相互接続等によるネットワーク間の連携
- ・有・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化、関連装置の二重化

(ウ) 電源の確保

- ・非常用電源設備の整備、無線設備や非常用電源設備の保守点検、的確な操作の徹底、専門的な知見・技術から耐震性・耐浪性のある場所への設置等
- ・I P電話を利用する場合のネットワーク機器等の停電対策

(エ) 確実な運用への準備

- ・災害時の利用を重視した無線設備の定期的な総点検
- ・情報通信手段の管理及び運用体制の点検
- ・災害用の無線電話等の機器の運用方法等の習熟
- ・非常通信の取扱い及び機器の操作の習熟等、他の防災関係機関等と連携した通信訓練
- ・通信の輻輳、途絶等を想定した訓練（通信統制、重要通信の確保、非常通信の活用等）
- ・移動無線等の輻輳時の混信等の対策（非常時運用要領の策定及び関係機関間の調整等、周波数割当等が必要な時は総務省と事前調整）
- ・電気通信事業者等との定期的な訓練等を通じた平常時からの連携体制の構築

(オ) その他の通信の充実等

- ・町及び県間のネットワークのデジタル化による大容量データ通信の確保

- ・被災現場の状況をヘリコプターテレビシステム等により収集し、迅速に災害対策本部等に伝送する画像伝送無線システムの構築及び収集された画像を配信する通信網の整備

イ 情報通信機器等の充実

災害情報を迅速に収集・伝達するためには、通信施設及び設備等の整備を一層進めていくことが必要であり、町は、以下の対策を推進していく。

(ア) 町防災行政無線の整備、現行システム追加拡充及び最新設備への更新等を推進する。

(イ) 地震・津波、洪水・高潮等の浸水、土砂災害等の危険性や暴風等を考慮した防災行政無線等の安全性確保、系統の多重化、拠点の分散及び代替施設の確保等を推進する。

ウ 通信設備等の不足時の備え

町及び県は、災害時において通信設備等の不足が生ずる場合に備え、各電気通信事業者との間で災害時の協力に関する協定等の締結を図る。

エ 停電時の備え及び平常時の備え

町及び県は、災害時における通信確保の重要性にかんがみ、長時間の停電に備え自家発電設備を整備するとともに、無線設備や自家発電設備の保守点検の実施と的確な操作の徹底、専門的な知見・技術をもとに耐震性のある堅固な場所及び浸水被害を受けない場所への設置等を図ることについて十分考慮する。

(2) 各電気通信事業者における予防計画

ア 電気通信設備等の予防計画

災害による故障発生を未然に防止するため、次の防災計画を推進する。

(ア) 主要な電気通信設備が設置されている建物については、耐震、耐浪及び耐火対策を行う。

(イ) 主要な電気通信設備については、予備電源設備を設置又は予備電源車を確保する。

イ 伝送路の整備計画

局地的被害による回線の被害を分散するため、主要な伝送路を多ルート構成又はループ構成とする。

ウ 回線の非常措置計画

災害が発生した場合における通信確保のための非常措置として、あらかじめ次の対策を講じる。

(ア) 回線の設置切替方法

(イ) 可搬無線機、工事用車両無線機等による非常用回線の確保

(ウ) 離島等への孤立化防止用無線電話機による災害緊急通信の確保

(エ) 災害救助法適用時の避難場所、現地対策本部機関等への貸出携帯電話の確保

(オ) 可搬型基地局装置による通話回線の確保

(3) 救助・救急、医療及び消火活動に関する通信手段の確保等の計画

ア 通信手段の確保

町及び医療機関等は、発災時における救助・救急、医療及び消火活動に係る情報の収集・連絡・分析等の重要性にかんがみ、通信手段の確保等を図るものとする。

イ 広域災害・救急医療情報システムの整備

町及び医療機関等は、災害時に医療施設の診療状況等の情報を迅速に把握するために、広域災害・救急医療情報システムの整備に努めるものとする。

(4) 関係機関との連携

電気通信事業者及び県は、倒木等により通信網に支障が生じることへの対策として、地域性をふまえつつ、災害時の復旧作業の迅速化に向けた相互の連携の拡大に努めるものとする。

7 放送施設災害の予防（実施主体：各放送機関）

各放送機関は、災害時における放送の確保を図るため、以下の予防措置を講じ、万全を期する。

- (1) 放送施設及び局舎等の防災設備基準に基づく措置
- (2) 放送施設を放送法令に規定する技術基準に適合するように維持する措置
- (3) 災害時対応訓練等による能力の向上、災害時の連絡・参集体制等の確立
- (4) その他必要と認められる事項

8 通信・放送設備の優先利用等の事前措置（実施主体：総務部、県、関係機関）

(1) 優先利用の手続き

町、県及び関係機関は、通信設備の優先利用（基本法第57条）及び優先使用（同法第79条）について、最寄りのNTT西日本、(株)NTTドコモ及び放送局とあらかじめ協議を行い、使用手続きを定めておく。

(2) 放送施設の利用

町長及び知事は、防災上緊急かつ特別の必要があるときに、災害に関する通知、要請、伝達及び警告等の放送を速やかに行えるように、手続きの円滑化等についてあらかじめ協議して定めておく。

第4款 危険物施設等の対策

危険物等による災害の発生及び拡大を防止するため、事業所における災害を想定した保安体制の強化、法令の規定する基準の遵守を徹底するとともに、防災教育及び訓練の徹底並びに防災思想の普及・啓発の徹底を図るものとする。

1 危険物災害予防計画（実施主体：総務部、東部消防組合、浦添警察署、危険物製造所等の管理者・監督者）

(1) 危険物製造所等に対する指導

消防機関は、消防法に規定する危険物製造所、貯蔵所及び取扱所（以下「危険物製造所等」という。石油コンビナート及び都市ガス等含む。）に対し、立入検査や保安検査等を実施し、法令基準の維持適合についてその確認を行うとともに、適宜、災害予防上必要な指導を行う。

(2) 危険物運搬車両に対する指導

消防機関は、消防法に規定する移動タンク貯蔵所及び運搬容器積載車両の管理者及び運転者に対して移送及び運搬並びに取扱い基準の厳守、車両の火災防止及び安全運転の励行を行わせるとともに、必要に応じ警察官と協力して路上取締りを実施し、運転者への直接指導を行う。

(3) 防災保安教育の実施

危険物製造所等の管理者及び監督者は、取扱い者に対し、災害を想定した保安教育を実施するとともに、消防機関は管理者が行う保安教育訓練について、必要な助言・指導を行う。

(4) 危険物製造所等の予防対策

危険物製造所等の管理者は、防災体制の構築及び危険物施設の管理、点検等について、以下の対策を講じ災害の予防に万全を期する。

ア 火災・爆発等の防止対策

取り扱う危険物の性状や数量等を十分把握し、災害による火災・爆発防止のための必要な措置を講ずる。

イ 危険物施設の管理・点検

危険物製造所等の危険物施設の維持管理が適正に行えるよう、災害を想定した管理・点検・巡視基準を定め、必要に応じ修正を行う等危険物施設の維持管理の徹底を図る。

ウ 保安設備の維持

危険物の火災、爆発、流出等に係る保安又は防災の設備について、定期的に点検確認を行う等、災害時にも常にその機能が維持されるよう必要な指導を講ずる。

エ 保安体制の整備・確立

危険物製造所等の管理者は、緊急時における保安体制の整備と町及び消防機関等に対する通報体制を確立する。

オ 従事者に対する教育訓練

危険物製造所等の管理者又は監督者は、定期的あるいは必要に応じて災害に対する教育訓練を実施し、従事者に対する保安意識の高揚を図る。

(5) 化学車等及び消防機材の整備

消防機関に化学車等及び消防機材の配置整備を図り、また、事業所における化学消火剤の備蓄を行わせる。

2 毒物・劇物災害予防計画（実施主体：総務部、東部消防組合、県、浦添警察署、毒物劇物営業者等）

(1) 方針

災害発生による毒物・劇物の流出又は散逸等不測の事態に備えて、以下の事項について徹底を図る。

- ア 毒物及び劇物の取扱状況等の把握
- イ 毒物及び劇物の災害時における危害防止規定の策定
- ウ 施設・設備等の防災対策に係る定期点検及び補修の実施
- エ 安全教育及び訓練の実施
- オ 事故対策組織の確立

(2) 対策

町、東部消防組合は、県の協力のもと、災害発生による毒物劇物の危害を防止するため、毒物劇物営業者、特定毒物研究者及び業務上取扱者（以下「毒物劇物営業者等」という。）に対し以下の指導を行い、万全を期するものとする。

- ア 毒物劇物営業者等に対し、常に登録基準に適合する施設を維持させる。
- イ 災害時の危害防止のための応急措置規程等を策定するよう指導し、併せて、毒物劇物によって町民の生命及び保健衛生上危害を生ずるおそれがあるときは、毒物劇物営業者等に対し、保健所、警察署又は消防機関に届出をさせるとともに、危害防止のための応急措置を講ずるよう指導する。
- ウ 毒物劇物を大量に使用する事態の現況把握に努め、これらに対する防災上の指導体制の確立を図る。
- エ 毒物劇物営業者等に対し、必要に応じて立入検査を実施し、毒物劇物の貯蔵量に対応する耐震、耐風、耐火、耐浪等の設備の指導を実施する。
- オ 毒物劇物を業務上使用する者のうち、シアン化合物又は酸素類を大量に使用する業者及び有機燐剤類の特定毒物営業者等に対し、特に重点的に指導を実施する。

3 火薬類災害予防計画（実施主体：総務部、那覇産業保安監督事務所、県、浦添警察署、（一社）沖縄県火薬類保安協会等）

災害発生による火薬類の災害の発生を防止するため、国、県、町、県警察及び（一社）沖縄県火薬類保安協会等は相互に連携し、保安体制の強化や火薬類取締法に規定する基準の適正維持を講ずるとともに、保安教育の徹底を図るものとする。

4 有害化学物質等漏出災害予防計画（実施主体：総務部、県）

町及び県は、事業場においては、多種多様の有害化学物質等が使用・製造・保管されている。災害の発生に伴うこれらの有害化学物質等の飛散・流出を防止し、町民の健康や生活環境を保全するため、以下の有害化学物質等漏出災害予防対策を進める。

(1) 「PRTR 法」に基づく第一種指定化学物質等取扱事業者における取扱状況把握及び情報提供体制の整備

PRTR 法第5条第2項の規定により第一種指定化学物質等取扱事業者が主務大臣に届け出る内容（第一種指定化学物質及び事業所ごとの排出量及び移動量）を把握するとともに、防災関係機関等からの問い合わせに対応ができる体制を整備する。

※PRTR 法：特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律

(2) 「大気汚染防止法」、「水質汚濁防止法」及び「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づく事業者指導

「大気汚染防止法」、「水質汚濁防止法」及び「ダイオキシン類対策特別措置法」の対象施設の設置者に対して、立入調査等により次の内容等について指導を進める。

ア 対象施設、処理施設等の適正な管理及び有害化学物質等の適正な管理

イ 災害発生に伴う有害化学物質飛散流出時の体制の整備

5 石油コンビナート災害予防計画（実施主体：総務部、県、特定事業所）

町は、沖縄県石油コンビナート等防災計画に基づき、石油コンビナート等特別防災区域に係る災害の発生及び拡大の防止等のため、国・県・その他関係機関と連携し、総合的な防災施策の確立と適切な措置を実施するものとする。また、特定事業所における地震・津波を想定した保安体制の強化を講ずるとともに、防災教育及び訓練の徹底並びに防災思想の普及徹底を図るものとする。

第3節 災害に強い人づくり

いっどこでも起こりうる災害による人的被害、経済被害を軽減し、安全・安心を確保するためには、行政による公助はもとより、個々人の自覚に根ざした自助、身近な地域コミュニティ等による共助が必要不可欠であり、個人や家庭、地域、企業、団体等社会の様々な主体が連携して日常的に減災のための行動と投資を息長く展開する必要がある。

「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスクととるべき避難行動等について町民の理解を促進し、社会全体としての防災意識の向上を図るため、防災訓練の実施、防災思想・知識の普及・啓発、自主防災組織の育成・強化、防災ボランティア活動の環境整備等の取組みにより、災害に強い人材の育成を図る。

第1款 防災訓練

町は、各種災害を想定した防災活動要領の習熟、防災関係機関の連携の強化、防災意識の高揚、技術の習得等のため、防災訓練を実施する。

訓練実施に当たっては、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児及び妊産婦等の要配慮者に十分配慮するものとし、町において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等、女性の視点に十分配慮するよう努めるものとする。

1 防災訓練の実施に係る基本方針

本町の防災訓練の基本方針は、以下のとおりとする。

(1) 実戦的な活動ノウハウの獲得を重視した防災訓練

訓練の目標や成果の総括を重視し、参加者がより実戦的な防災活動のノウハウや防災資機材の操作方法等を獲得することを第一とする。

(2) 地域防災計画等の検証

町の地域防災計画等の問題点や課題を明確化し、今後の見直しのあり方等を把握することを目指し、様々な条件や状況を取り入れたシナリオに基づく防災訓練を実施する。

(3) 訓練内容の具体化

訓練の種別ごとに想定される災害状況等をふまえて、目的、内容、訓練方法（時期、場所、要領等）及び検証方法（訓練の効果、課題分析等）等を具体化した訓練とする。

(4) 多様な主体の参加

町民等の防災意識を広く啓発するため、大規模な災害を想定した訓練においては、町、県及び防災関係機関が連携して、多数の町民や事業所等が参加するように努める。

また、男女のニーズの配慮、要配慮者、観光客及び外国人への支援等、災害時の活用に必要な多様な視点を普及するため、女性団体、教育機関、自主防災組織、観光協会、福祉関係団体、ボランティア団体、民間企業等と連携する。

2 各防災訓練の実施に係る事項（実施主体：総務部、防災関係機関）

町及び防災関係機関は、防災訓練の実施に際しては、総合防災訓練のみならず、以下のような個

別の目標を設けた訓練を実施する。

- (1) 災害の発生時刻や規模について様々な条件設定を行い、初動体制の確立、通信連絡体制の確保、組織間の連携確保、被災現場の派遣等について行うテーマ別訓練
- (2) 自主防災組織の訓練
- (3) 広域応援に際しての受入れ・応援派遣等の訓練
- (4) 傷病者等を念頭にした救出・医療訓練
- (5) 指定避難所における避難行動要支援者や女性のニーズに配慮した生活支援訓練
- (6) 物資集配拠点における集配訓練
- (7) 民間企業・ボランティア等との連携訓練
- (8) 避難行動要支援者等の避難支援、観光客・外国人等の避難誘導訓練

3 総合防災訓練等（実施主体：総務部、関係部局、防災関係機関）

(1) 総合防災訓練

町や防災関係機関は、地域特性や被害想定等をふまえ、多くの地域住民や関係団体等が参加する実践的な防災訓練を実施する。

ア 実施時期

毎年1回以上適当な時期（水防月間、土砂災害防止月間等）に行うものとする。

イ 実施場所

毎年過去の災害の状況等を考慮の上、関係機関と協議の上決定する。

ウ 参加機関

関係市町村、県及び防災関係機関

エ 訓練の種目

訓練の種目は、概ね次のとおりとする。

- (ア) 避難訓練及び避難行動要支援者避難支援訓練
- (イ) 水防訓練
- (ウ) 救出及び救護訓練
- (エ) 炊き出し訓練
- (オ) 感染症対策訓練
- (カ) 輸送訓練
- (キ) 通信訓練
- (ク) 流出油等防除訓練
- (ケ) 広域応援要請訓練（情報伝達訓練）
- (コ) その他

オ 訓練実施後の評価

訓練実施後に評価を行い、応急対策上の問題点や改善点等、今後の課題を整理し、必要に応じて改善を行うものとする。

(2) 災害対策本部運営訓練

町は、災害対策本部員及び各部の初動対応力を向上させるため、大規模な災害等を想定した災害対策本部の初動について実践的な訓練を実施する。なお、訓練の狙いは以下のとおりとする。

- ア 災害想定、各部の所掌事務、リソースの理解促進
- イ 本部会議及び各部の実践力の向上
- ウ 防災計画・マニュアルの検証

(3) 複合災害訓練

町及び防災関係機関は、本町の地域特性をふまえて、様々な複合災害が発生する可能性や発生した場合の状況等についての机上訓練を行い、複合災害ごとの対応計画の策定や見直しを検討する。

また、発生の可能性が高い複合災害については、要員の参集、合同の災害対策本部の立上げ等の実働訓練に努める。

(4) 消防訓練

消防活動技術の向上を図るため、消防関係機関合同により地区単位に総合演習及び消防操法大会等を実施する。

(5) 非常通信訓練

町は、災害が発生した場合、非常通信が十分な効果を発揮できるように、沖縄地方非常通信協議会において計画する非常通信訓練計画に基づき訓練を実施する。

(6) 職員参集訓練

町は、職員の本部、各地区の非常配備体制を確保し、各防災機関、町民との連携を図るため、交通用具等を制限又は禁止し、勤務時間内外の条件を加えて職員の参集訓練を実施する。

(7) 石油コンビナート等総合防災訓練

特別防災区域における石油コンビナート等総合防災訓練については、「沖縄県石油コンビナート等防災計画」により別途定めるものとする。

4 防災訓練の成果の点検（実施主体：総務部、関係部局、防災関係機関）

町は、防災訓練の実施後は、その成果を点検・評価し、次回以降の防災訓練はもとより、地域防災計画等の修正や防災対策の充実強化に反映する。

特に、訓練実施時の社会的要請等に合わせ、訓練の対象、規模、内容及びシナリオ等を設定し、その成果を点検・評価し、防災計画・施策に反映する仕組みを確立する。

5 地域防災訓練等の促進（実施主体：総務部、県）

町及び県は、地域において、学校や職場等での地域の災害リスクに基づいた実践的な防災訓練が行われるように、事業者、自治会・自主防災組織及び学校関係者等に対する教育や支援を実施し、当該訓練の実施をふまえた災害防災マニュアルの策定等を促進する。

また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した指定避難所開設・運営訓練を積極的に実施する。

第2款 防災知識の普及・啓発

地震・津波、風水害等を念頭においた町及び関係機関の職員並びに地域住民に対する防災知識の普及・啓発は、以下のとおり実施するものとする。

1 防災知識の普及・啓発（実施主体：総務部、気象台、防災関係機関）

(1) 町の役割

ア 町は、災害リスクや災害時にとるべき行動について普及・啓発するとともに、地域の防災的見地から防災アセスメントを行い、地域住民の適切な避難や防災活動に資するため、自然災害等に関する総合的な資料として図面等を含む形で取りまとめたハザードマップ、防災マップ、地区別防災カルテ、災害時の行動マニュアル等をわかりやすく作成し、町民等に配布するとともに、研修を実施するよう努める。

イ ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮した上でとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努める。

(2) 気象台の役割

沖縄気象台は、町や県、その他防災関係機関と連携し、以下の取組みを行う。

ア 緊急地震速報の特性（地震の強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報であること、震源付近では強い揺れの到達に間に合わないこと。）や、町民や施設管理者等が緊急地震速報を受信したときの適切な対応行動等、緊急地震速報について知識の普及・啓発に努める。

イ 地震及び津波に関する情報を町民が容易に利活用できるよう、町や県、その他防災関係機関と連携し、地震情報、津波警報等の解説に努めるとともに、報道機関等の協力を得て、町民に迅速かつ正確な情報を伝達する。

ウ 津波による人的被害を軽減する方策は、町民等の避難行動が基本となることをふまえ、町や県、その他防災関係機関と連携し、津波防災について普及・啓発を図る。

エ 土砂災害、洪水害、高潮や竜巻等突風による災害等の風水害が発生する状況を町民が容易に理解できるよう町や県、その他の防災関係機関と連携し、これらに係る防災気象情報の解説に努めるとともに、報道機関等の協力を得て町民に正確な知識の普及を図る。

オ 特別警報・警報・注意報及び竜巻注意情報等発表時の町民のとるべき行動等について、関係機関と連携して、普及・啓発を図る。

(3) その他防災関係機関の役割

防災知識の普及は、普段からあらゆる機会に広く呼びかけ、各防災機関が実施する各種の災害安全運動に防災に関する事項を多く取り入れる。

(4) 普及・啓発の方法

ア 普及・啓発の時期や内容等

- (ア) 町、県及びその他防災機関は、「防災週間」、「防災とボランティア週間」等の防災に関する各週間に合わせて、地震・津波被害想定調査結果等を示しながら、その地域の危険性や次の対策を町民等に周知する等、重点的な防災思想の普及宣伝に努める。
- a 7日分の食料、飲料水、携帯トイレ等の非常持出品の準備、自動車へのこまめな満タン給油、家具・ブロック塀等の転倒防止対策、消火器の配備、飼い主による家庭動物との同行避難や指定避難所での飼養についての準備等、家庭での予防・安全対策
 - b 警報等発表時や緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難の発令時にとるべき行動
 - c 避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、正常性バイアス等を克服し、避難行動を取るべきタイミングを逸することなく適切な行動をとること
 - d 指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅や職場、ホテル・旅館等の避難場所、避難経路等の確認
 - e 様々な条件下（家屋内、路上、自動車運転中等）で災害時にとるべき行動、避難場所での行動
 - f 広域避難の実効性を確保するための、通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方
 - g 家屋が被災した際に、片付けや修理の前に、家屋の内外の写真を撮影する等、生活の再建に資する行動
 - h 災害時の家族内の連絡体制の確保
 - i 緊急地震速報受信時の対応行動
 - j 地域の防災訓練等自発的な防災活動への参加
- (イ) 町及び気象台は、防災気象講演会やお天気教室等を定期的を開催し、町民向けの台風や大雨等の気象災害の知識を普及する。
- (ウ) 町及び気象台は、風水害等に係る防災気象情報や避難に関する情報等の防災情報を災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供すること等を通して、受け手側が情報の意味を直感的に理解できるような取組みを推進する。

イ 効果的な普及・啓発方法

町は、防災知識の普及・啓発に当たっては、報道機関等の協力を得るほか、ビデオ、疑似体験装置等の訴求効果の高いものを活用する。

また、町民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成を促進するため、自然災害によるリスク情報の基礎となる防災地理情報を整備するとともに、専門家（風水害においては気象防災アドバイザー等）の知見も活用しながら、防災に関する様々な動向や各種データをわかりやすく提供するように努める。

2 各種防災教育の実施（実施主体：総務部、建設部、教育部、防災関係機関）

防災関係機関は、地域住民や関係職員の災害時における適正な判断力の養成と防災体制の構築を目的とし、以下における防災教育の徹底を図る。また、町は、教育機関、民間団体等と密接に連携し、防災に関するテキストやマニュアルの配布、有識者による研修や講演会、実地研修の開催等により、防災教育を推進する。

(1) 防災研修会・防災講習会

町及び防災関係機関は、災害対策関係法令等の説明・実習等を行い、関係法令や地域防災計画等に基づき、円滑な災害対策が実施できるよう、災害時の防災活動要領等の習得を図るための研修会

を行う。

また、受講者の属性（職種・年齢層等）を考慮した防災講習会を実施し、災害発生の原因や対策等に係る科学的・専門的知識の習得を図る。

(2) 学校教育・社会教育

町は、幼稚園、認定こども園、小・中学校、高等学校、特別支援学校、大学における学校教育では、児童・生徒の発達段階に合わせ、また、青少年、女性、高齢者、障がい者、ボランティア等の社会教育は、受講者の属性（職種・年齢層等）等を考慮して、それぞれ実施することとし、防災に関する基礎的知識、災害の発生の原因及び避難方法や救助方法等をその内容に組み入れ、防災教育の徹底を図る。

町及び県は、学校における防災教育の指導内容を体系的かつ地域の災害リスクに基づいた防災教育の指導時間を確保するほか、教育関係者と連携して、学校教育をはじめ様々な場面で活用できる防災教育プログラムや危機意識を共有できるリスクコミュニケーション手法を整備し、町民の防災教育への理解向上に努める。

また、外部の専門家や保護者等の協力の下、学校における防災計画やマニュアルの策定を促進するほか、公民館等の社会教育施設等を活用した地域コミュニティにおける多様な主体が参加する防災教育の普及を推進する。

さらに、学校における消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努める。

(3) その他

町は、消防団、幼少年消防クラブ、女性防火クラブ、自主防災組織及び事業所の自主的な防災組織である自衛消防組織等の組織を通じて、防災知識の普及・啓発を図る。

また、防災知識の普及・啓発や、各種訓練を実施する際には、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児及び妊産婦等の要配慮者に十分配慮し、地域において避難行動要支援者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮する。

さらに、災害発生後に、指定避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」意識の普及、徹底を図るものとする。

3 消防・防火教育（実施主体：東部消防組合、総務部、事業所）

(1) 消防教育

消防教育とは、消防職員・消防団員等に対して消防学校で行う専門教育、町において実施する一般教育及び施設管理者等の資質向上を図るため消防機関等が実施する講習会等の防火管理者教育等とし、以下のとおり実施する。

ア 専門教育

(ア) 消防職員教育

・初任教育

新たに採用した消防職員のすべてに対して基礎的教育訓練を行う。

・専科教育

現任の消防職員に対して特定の分野に関する専門的教育訓練を行う。

・幹部教育

幹部及び幹部昇任予定者に対して消防幹部として一般的に必要な教育訓練を行う。

- ・ 特別教育

基礎教育、専科教育及び幹部教育以外で必要と認める教育訓練を行う。

(イ) 消防団員の教育

- ・ 基礎教育

任用したすべての消防団員に対して基礎的教育訓練を行う。

- ・ 幹部教育

主として、班長以上の階級にある者に対して消防団幹部として一般的に必要な教育訓練を行う。

- ・ 特別教育

基礎教育、専科教育及び幹部教育以外で必要と認める教育訓練を行う。

(ウ) その他の教育

消防学校長が必要と認めた場合に行う。

イ 一般教育

一般教育は、東部消防組合において、消防職員及び消防団員ごとに、それぞれ所要の教育計画を定めて実施するものとする。

(2) 防火管理者教育

東部消防組合は、消防法第8条に定める学校、病院、工場、事業場、興行場その他多数のものが出入り、勤務又は居住する防火対象物の防火管理者に対して、消防計画を策定し、その計画に基づく通報避難訓練の実施、消防設備、その他消防活動に必要な施設の点検・整備、火気の使用又は取扱いに関する監督、その他防火管理上必要な業務を行うための教育を実施し、火災予防対策の強化を図る。

(ア) 防火管理者講習

防火管理に関する知識の普及・啓発を図るため、法令に基づき普通講習を年1回以上実施する。

また、上級講習は、春・秋に年2回実施し、防火管理体制の強化拡充を図るものとする。

(イ) 火災防御検討会

特異火災の発生に備えて火災防御検討会を開催して、防御活動及び予防対策に万全を期するものとする。

(3) 防火知識の普及

町及び東部消防組合は、「火災予防週間」等において各機関の協力を得て、防火知識の普及・啓発を図るほか、防火ビラの配布、講習会その他防災行事を通じて防火思想の普及高揚を図る。

また、消防訓練と避難訓練の実施及び予防査察を実施するほか、防火ビラの配布、講習会その他防災行事を通じて防火思想の普及高揚を図る。

(4) 事業所における火災予防

ア 自衛消防隊の結成指導

多数の者が出入し、又は勤務する学校、工場、事業所等においては、自衛消防隊の結成指導、訓練計画の指導及び消防用設備等の取り扱いの指導と訓練実施の促進を図る。

イ 危険物の火災予防

町内の危険物貯蔵施設の位置、構造、設備の検査及びこれを取扱う従業員の防火意識の向上を図るため、防火指導を行う。

4 災害教訓の伝承（実施主体：総務部、県）

町及び県は、過去に起こった大災害の教訓等を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含む各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般に公開するよう努める。

また、災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝え、町民等が災害の教訓を伝承する取組みを支援するように努める。

第3款 自主防災組織の育成

災害への対応力を強化するためには、自分たちの地域は自分たちで守ろうという隣保協同の精神に基づき、地域住民が自主的に防災活動を行う体制を確立することが、大変重要となる。

自主防災活動をより効果的に行うためには、地域ごとに町民が連帯して自主防災組織を結成し、日頃から訓練を積み重ねておく必要がある。このため、町は、地域住民等による自主防災組織の設置を積極的に推進し、その育成強化を図るものとする。

特に、浸水想定区域や土砂災害警戒区域等の危険箇所内の避難誘導や避難行動要支援者等の避難支援を円滑に行えるように自主防災組織等の協力体制の整備を促進する。

また、地域防災のリーダーとして自主防災組織の核となる人材の養成や、消防団員の候補者となりうる町民や企業就業者への研修を行い、町内の自主防災組織の組織化や、消防団員の確保に努める。

その際、多様な世代が参加できるような環境の整備や女性の参画の促進に努めるものとする。

1 自主防災組織整備計画の策定

本計画に自主防災組織の整備計画を定め、その役割及び活動、町の行う指導、支援方針等を具体的に明らかにするものとする。

2 町民の防災意識の向上（実施主体：総務部）

町は、町民に対する防災意識の向上や、地域における自主防災組織の結成や町民参加の推進等を図るため、パンフレット等資料の作成や周知と、講演会等の開催について積極的に取り組むものとする。

3 組織の編成単位（実施主体：総務部）

町は、町民の防災対策の推進における最も適正な規模としては、基本的に以下の地域を単位とし、町と協議の上、自主防災組織を設置するものとする。

- (1) 町民が真に連帯感に基づいて、防災活動を行うことが期待できる規模であること。
- (2) 町民の基礎的な日常生活圏域としての一体性をもっている地域であること。

4 組織づくり（実施主体：総務部）

町は、既存の自治会等の自治組織を自主防災組織へ育成することを基本に、次のような方法により組織づくりを推進するものとする。

- (1) 自治会等の自治組織に活動の一環として防災活動を組み入れ、自主防災組織として育成する。
- (2) 何らかの防災活動を行っている組織の活動の充実強化を図り、自主防災組織として育成する。
- (3) 女性団体、青年団体、PTA等その地域で活動している組織を活用して、自主防災組織として育成する。

5 活動計画の策定（実施主体：総務部）

町は、組織の効率的な活動を推進するため、地域の規模及び態様を十分生かした具体的な避難ル

ート及び場所を含む活動計画を策定するものとする。

6 組織の活動

(1) 平常時の活動

- ア 防災に関する知識の普及
- イ 防災訓練の実施
- ウ 防災資機材の備蓄
- エ 防災リーダーの育成

(2) 災害時の活動

- ア 災害情報の収集・伝達
- イ 責任者等による避難誘導
- ウ 出火防止
- エ 救出救護
- オ 給食給水

7 資機材の整備（実施主体：総務部）

町は、消火、救助及び救護に必要な防災資機材等の整備を促進するため、必要な援助を行うものとする。

8 活動拠点整備等（実施主体：総務部）

町は、平常時は自主防災組織の研修・訓練の場となり、災害時には、避難、備蓄の機能を有する活動拠点施設の整備を図るものとする。

9 組織の結成の促進と育成（実施主体：総務部、東部消防組合）

(1) 自主防災組織の結成促進と育成

町は、自主防災組織の結成の促進と育成を行うため、自主防災リーダー養成研修の実施や、自主防災資機材の整備等を支援する。

(2) 消防団との連携

町、東部消防組合は、自主防災組織と消防団との連携等を通じて、地域の防災コミュニティの充実を図るとともに、町民の自主防災組織や消防団への参加や、日常的な訓練の実施を促進する。

- ア 防災研修への参加等による防災リーダーの育成
- イ 多様な世代や女性が参加しやすい環境整備

第4款 企業防災の促進

1 事業者における防災対策の強化（実施主体：各事業者）

各事業者は、災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、災害時においても重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化の推進、予想される被害からの復旧計画の策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応計画の策定及び取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組みを継続的に実施する等事業継続マネジメント（BCM）の取組みを通じて、防災活動の推進に努める。

特に、食料、飲料水、燃料、生活必需品を提供する事業者など災害応急対策等に係る業務に従事する企業は、県及び町が実施する企業との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努める。

なお、事業者は、豪雨や暴風等で屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業等不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 町・県の支援（実施主体：建設部、総務部、県、商工会）

町及び県は、防災に係る取組みに資する情報提供等を進めるとともに、企業防災の推進に伴って増大することになる事業継続計画（BCP）策定支援等の高度なニーズにも的確に応えられるよう、条件整備に取り組むものとする。

また、町及び県、商工会は、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組み等の防災・減災対策の普及を促進するため、連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努める。

さらに、企業のトップから一般職員までの各階層の職員の防災意識の向上を図るとともに、優良企業表彰や企業の防災に係る取組みの積極的評価等により、企業の防災力向上の促進を図るものとする。

また、町は、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけや防災対策に係る各種支援を実施する。

第5款 消防力の強化等

1 消防力・消防体制等の拡充強化（実施主体：総務部、東部消防組合）

町、東部消防組合は、以下の措置を講じ、消防力・消防体制等の拡充強化を図るものとする。

(1) 消防教育訓練の充実強化

※第3節第2款「3 消防・防火教育」参照

(2) 消防制度等の確立

消防計画、消防相互応援協定等の効率的運用を推進する。

(3) 消防体制の充実・指導

消防及び消防団の体制強化を図る。

(4) 消防施設・設備等の整備促進

※第2節第2款2(2)「ウ消防施設等の整備促進」参照

2 火災予防査察・防火診断（実施主体：総務部、東部消防組合）

町、東部消防組合は、火災の発生拡大を防止し、確実な町民避難の実施を図るため、消防用設備等（消火設備・警報設備、避難設備、消防用水及び消火活動上必要な施設）及び防火管理体制の査察を行うものとする。

(1) 特定防火対象物等

町、東部消防組合は特定防火対象物の用途等に応じて立入検査を計画的に行い、特定防火対象物の状態を常に把握しておくとともに、消防用設備等の設置や管理面の不備が認められる施設の管理者に対して、設備改善の指導を徹底する。

東部消防組合は、防火対象物定期点検報告制度により、点検報告義務のある一定の防火対象物について、防火管理の徹底及び避難・安全基準の強化等を図る。その他の防火対象物についても、自主点検による報告制度を推進し、管理権原者の自主的な防火安全対策の向上を図る。

(2) 一般住宅

町、東部消防組合は、住宅用火災警報器等の普及促進、高齢者世帯の住宅防火診断、火気の取扱い指導及び住宅防火啓発活動等を推進する。

3 消防職員の充実（実施主体：総務部、東部消防組合、県）

消防職員は消防活動の中核を担っているため、国が示す消防力整備指針を目標に消防職員数の確保に努める必要がある。

しかし、町内には東部消防組合の西原分署（現員 21 名）があるのみで、十分な消防体制とは言えない状況である。

このため、町、東部消防組合は県と連携して、適正数の確保・強化を図る。

4 消防団員の充実（実施主体：総務部、県）

消防団は、地域の消防防災のリーダーとして、平常時・災害時を問わず地域に密着して町民の安心と安全を守る重要な役割を担っている。特に、大規模災害時には、消防署や自主防災組織と連携

して町民の避難支援等を行うことが期待されている。

一方、町内の消防団員数（現員 20 名）は少ないため、町は県と連携して以下の取組みを実施し、消防団員の充実を図るための検討等を実施する。

- (1) 町消防員数の引き上げ、機能別消防団の導入促進
- (2) 町民への消防団活動の広報
- (3) 消防学校及び消防本部等による消防団員の訓練及び教育の充実強化
- (4) 青年層、女性層及び被雇用者等の消防団員への参加促進等
- (5) 消防団員の候補者となりうる町民や企業就業者への研修

第6款 地区防災計画の普及等

1 地区防災計画の位置づけ（実施主体：町防災会議）

町の一定の地区内の居住者等が、災害対策基本法第42条第2項に基づき一定の地区内の居住者及び事業者等が防災活動、訓練、備蓄等の地区防災を共同で町防災会議に提案した場合、町防災会議は町地域防災計画への抵触等を判断し、必要と認める場合は当該地区防災計画を町地域防災計画に定めることができる。

なお、必要がないと判断した場合は、その理由等を提案者に通知する。

2 地区防災計画の普及促進（実施主体：総務部）

町は、町内の各地区の共助による計画的な防災活動を推進するため、内閣府の「地区防災計画ガイドライン」や地区防災計画の事例等を活用し、自主防災組織や事業所等に地区防災計画の作成方法、手順、提案の手続き等を普及、啓発する。

3 個別避難計画との整合（実施主体：福祉部、総務部）

町は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努める。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努める。

第4節 災害応急対策活動の準備

町、県及び防災関係機関は、「第3編 災害応急対策計画」に記載する対策を、災害時に迅速かつ円滑に遂行できるよう、以下に示す事前の措置を適宜推進していく。

第1款 初動体制の強化

突然発生する災害に、町、県及び防災関係機関が迅速かつ円滑に対処するためには、必要とされる災害に関する情報（被害情報や防災関係機関等における応急対策活動の実施状況等）を災害発生後素早く把握し、防災関係機関として所要の体制をできるだけ早く確立する必要がある。

そこで、以下の点を重点に初動体制の強化を図る。

1 職員の動員配備対策の充実（実施主体：総務部、関係部局）

職員（要員）を迅速かつ的確に確保することは、初動期の活動のための絶対条件のひとつである。そこで、職員が災害発生後速やかに職務に従事・専念できる体制を整えるため、以下の対策を推進する。

(1) 職員の家庭における安全確保対策の徹底

関係部局は、災害時に職員が自己の防災対策に専念できるよう、職員はもちろんその家族にも防災対策に係る知識の普及・啓発を徹底し、被害を最小限にとどめることに努める。

(2) 災害対策職員用携帯電話の拡充

地震が発生する場合、職員自身の体感では小さい揺れでも、他の地域で大きな震度を記録していることもある。このような場合、いち早く災害対策本部長をはじめ各対策部長等と連絡を行い、災害対策本部要員の確保を図るために、町は、本部長をはじめ、防災担当職員、関係部局の災害担当職員等に携帯電話等を常時携帯させ、常に呼び出しが可能な体制を整える。

(3) 24時間体制等の整備

地震は、いつ発生するか予測が困難である。勤務時間の内外を問わず、常に要員が待機すること等により、予測が困難な地震についても迅速な初動体制が確保できる。そこで、町は、防災担当職員等による宿直体制や庁舎近傍への宿舍確保等のあり方について検討する。

(4) 執務室等の安全確保の徹底

関係部局は、勤務時間中の地震発生時に、執務室内の備品の倒壊等で職員が負傷することのないよう、備品の固定化や危険物品の撤去など執務室等の安全確保を徹底する。

2 災害対策本部の円滑な設置・運営のための備えの充実（実施主体：総務部、建設部）

災害時に円滑に災害対策本部を設置し運営できる体制を確保するため、以下の対策を推進する。

(1) 庁舎等の耐震性の確保等

町は、災害対策本部設置予定庁舎の耐震性を確保し、非構造部材を含めた耐震対策等により、発災時に必要と考えられる安全性を確保するよう努め、円滑に災害対策本部を設置し、運営できる体制を整備する。

また、町は、拠点病院をはじめ、災害対策拠点となる施設及び設備について、耐震性や津波、風

水害への安全性、非常電源、燃料、非常通信手段等を整備する。

なお、町は、燃料の確保手段については、あらかじめ関係機関と協議しておく。

(2) 災害対策本部設置マニュアルの作成

町は、誰もが手際よく災害対策本部を設置できるよう、情報通信機器の設置方法やレイアウト等を含むマニュアルを早急に整備する。

(3) 災害対策本部職員用物資の確保

町は、災害対策本部の職員がその能力を最大限に発揮できるよう、少なくとも3日分の飲料水、食料、下着、毛布等の備蓄について検討する。

3 災害情報の収集・伝達体制の充実（実施主体：総務部）

町は、被害情報（被害情報や防災関係機関等における応急対策活動の実施状況等）を迅速に把握するため、以下の対策を推進する。

また、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入に努める。

なお、町は、県に協力し、発災時に安否不明者（行方不明者となる疑いのある者）の氏名等の公表や安否情報の収集・精査等を行う場合に備え、あらかじめ一連の手続等について整理し、明確にしておくよう努めるものとする。

(1) 情報通信機器等の充実

町は、災害情報を迅速に収集・伝達するために、通信施設・設備等の整備を一層進めていくことが必要であり、以下の対策を推進していくこととする。

ア 町防災行政無線の設置箇所数や端末局の増加、最新機器への更新、全国瞬時警報システム（Jアラート）、災害情報共有システム（Lアラート）の導入、活用を図る。

イ 防災関係機関の相互間の通信を確保するため、防災相互通信用無線局を整備する。

ウ 災害発生初期の段階で概括的な情報を把握する機能を強化する方策のひとつとして、防災GIS（地理情報システム）を活用する。

(2) 通信設備等の不足時の備え

町は、災害時において通信設備等の不足が生ずる場合に備え、各電気通信事業者との間で災害時の協力に関する協定等の締結を図る。

(3) 連絡体制等の確保

町は、連絡体制等の確保のため、以下の対策を推進していく。

ア 各機関の連絡窓口、役割分担、夜間休日の対応体制等の確保

イ 災関係機関が共有する防災情報形式の標準化及び共通システムの検討

ウ 被災地域の情報収集、通信手段の途絶や行政機能の麻痺等が発生した地域の調査、連絡調整を行う先遣調査隊員及び派遣手段等の確保

4 情報分析体制の充実（実施主体：総務部、県）

町及び県は、収集した災害情報を的確に分析・整理する人材の育成及び専門家の意見活用体制を整備する。

5 災害対策実施方針の備え（実施主体：総務部）

町は、収集した災害情報をもとに、災害対策本部において速やかに災害対策の実施方針を打ち出せるように、策定の手順や方法等を検討しておく。

6 複合災害への備え（実施主体：総務部、防災関係機関）

町及び防災関係機関は、後発災害の発生が懸念される場合にも要員・資機材を適切に配分し、また、外部への応援を早期に要請できるように対応計画の策定に努める。

第2款 活動体制の確立

多岐にわたる災害応急対策を迅速かつ円滑に実施するためには、対策の前提となる活動体制を整えておく必要がある。

そこで、以下の点を重点に活動体制の確立を図る。

1 職員の防災対応力の向上（実施主体：総務部）

町は、平常時から、災害応急対策活動に十分に備え、実際の災害時に的確に実施するために、以下の対策を推進する。

(1) 職員を対象とした防災研修の実施

職員を対象とした防災研修会を定期的に開催し、職員の資質の向上を図る。

また、防災に関する記事、レポート等をすべての部局に配付する。

(2) 防災担当職員及び災害担当職員の養成

防災担当部局の防災担当職員は、防災業務の要であり、災害対策の統制活動が求められる。

また、各部局における災害担当職員は、担当部局において応急対策のリーダーシップが求められる。これらの職員が災害時に的確な活動を行うためには、平常時から特に重点的な研修が必要であり、以下の施策を推進する。

ア 県、国等の実施する防災研修会、防災関係学会（地域安全学会、土木学会等）等に積極的に職員を派遣する。

イ 災害を体験した市町村等への視察及び意見交換会の開催等を行う。

ウ 防災担当専門職員を養成する。

エ 専門家（風水害においては気象防災アドバイザー等）の知見の活用等による人材の育成を図る。

(3) 民間等の人材確保

町は、応急対策全般への対応力を高めるため、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平常時から構築するように努める。

また、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、退職者（自衛隊等の国の機関の退職者も含む。）の活用や、民間の人材の任期付き雇用等の人材確保方をあらかじめ整えるように努める。

2 物資、資機材の確保及び調達体制の充実（実施主体：総務部、建設部）

迅速及び的確な災害応急対策の実施には、膨大な数の救出救助用資機材（チェーンソー、のこぎり、ジャッキ、かけや及び重機等）、消火用資機材（消火器及び可搬ポンプ等）、医薬品、医療用資機材、食料、飲料水、ブルーシート、土のう袋、生活必需品等の確保が必要となる。

そこで、以下のとおり、迅速に所要量を確保できる体制の整備を推進していく。

なお、町は、燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材、地域内の備蓄量、供給事業者の保有量を把握し、不足する資機材等については、関係機関や民間事業者と連携して必要な量の備蓄に努める。

また、町は、災害時に迅速に物資等を調達するため、あらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、それら必要な物資の供給のための計画を定めておくとともに、物資調達・輸送調整等支援システム

を活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努める。

さらに、平常時から訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努める。

(1) 救出救助用資機材の確保体制の充実

町は、救出救助用資機材は、災害時に極めて緊急度が高いので、町民等が身近に確保できるよう、町内会・自治会の単位での確保を柱とした整備を推進する。

- ア 自主防災組織用の救出救助用資機材の補助
- イ 家庭や事業所に対する救出救助用資機材の備蓄に関する啓発
- ウ 救助工作車等の消防機関への整備促進
- エ 資機材を保有する建設業者等と町との協定等締結の推進
- オ 各町立施設における救出救助用資機材の整備促進

(2) 消火用資機材の確保体制の充実

町は、消火用資機材は、災害時に極めて緊急度が高いので、町民等が身近に確保できるよう、町内会・自治会の単位での確保を柱とした整備を図る。

- ア 自主防災組織用の消火用資機材の補助
- イ 家庭や事業所に対する消火用資機材の備蓄に関する啓発
- ウ 消防自動車等公的消防力の整備促進

(3) 医薬品・衛生材料の確保体制の充実

医薬品・衛生材料については、「九州・山口9県災害時応援協定」に基づく申し合わせにより、県では、県立中部病院、県立宮古病院、県立八重山病院等に原則として2,500人分を確保することとしている。

併せて、県が緊急調達を迅速に実施できるよう（一社）沖縄県薬剤師会及び沖縄県医薬品卸業協会等との間で締結した「医薬品等の供給に関する協定」を活用し、必要があるときは業者の保有する医薬品等を災害発生直前の価格で調達できる体制を整えておくこととしている。

(4) 食料・飲料水・被服寝具等の生活必需品の確保体制の充実

町は、食料・飲料水・被服寝具等の生活必需品については、災害発生後3日以内を目標に調達体制を確立することとし、それまでの間は家庭や地域等での確保がなされるような対策を講じる。

なお、大規模な地震・津波、風水害等発生時には物資等の調達が困難となることを想定し、町は、地震被害、津波・高潮被害想定調査による避難者数や女性及び要配慮者が必要とするものに配慮して十分な量の備蓄を行うほか、物資の性格、地震・津波、風水害の危険性及び避難場所の分布等を考慮して、集中備蓄、分散備蓄、備蓄拠点の設置等、効果的な体制を選定する。

- ア 家庭、社会福祉施設、医療機関、ホテル・旅館等における、食料・飲料水・被服寝具等生活必需品の7日分の備蓄に関する啓発
- イ 町における食料・飲料水・被服寝具等の生活必需品の備蓄・点検・補充の促進
- ウ 町による貯水池への緊急遮断弁や飲料水兼用耐震性貯水槽の設置促進等
- エ 大手流通業者等（大型小売店舗、生活協同組合、問屋）との協定等締結の推進、流通備蓄量や生産拠点の被災リスクの把握
- オ 公的備蓄ネットワーク（県内のどこで災害が発生しても迅速に所要量を供給できる相互利用体制）への参画

カ 乳幼児、高齢者等に配慮した食料、生活必需品等の備蓄及び調達体制の整備

キ 町及び上水道管理者による給水車、給水タンク、ポリ容器等の給水用資機材の確保及び町民等へのポリ容器等の備蓄促進

(5) 輸送手段の確保

ア 車両の確保

町及び県は、所有車両について災害後の運用計画を作成しておくものとする。

また、町は、車両の不足に備えて、トラック協会等の民間団体等と事前に協定を締結し、災害後に速やかに車両の確保ができるよう日頃から連携を図っておく。

3 応援体制の強化（実施主体：総務部、福祉部、建設部、関係部局、県）

被害が甚大で町及び県において対応が困難な場合、県内市町村間の応援調整や、外部からの応援を求める必要がある。

県では、九州・山口9県災害時応援協定の締結をはじめ総合防災訓練の実施等積極的に進めているところであるが、今後とも以下の対策を講じることにより、なお一層の応援体制の強化を図ることとしている。

(1) 市町村間の相互応援協力協定締結の推進

本県は離島が散在するため、様々な地震・津波の被害想定による被災パターン等をふまえ、災害応急対策に係る市町村間の相互応援を迅速・確実に行える体制を強化する必要がある。

このため、県は、市町村間の相互応援協力協定の締結を促進するために必要な支援を行う。

また、県は、市町村の対応能力を超える遺体の火葬処理及び災害廃棄物の処理等に対処するため、被害想定調査による被災パターン等を考慮した広域処理体制を確保する。

町は、以上の点をふまえて他市町村との相互応援協力協定の締結に努めるとともに、被災地周辺地域となった場合に後方支援基地としての機能を発揮できるように必要な準備を実施しておく。

(2) 町内関係業界や民間団体との連携体制の充実

町は、官民一体となって災害に対処できる体制を充実するため、以下の対策を講じていく。

ア 町内関係業界、民間団体との応援協力協定の締結

災害時の連携が円滑に行えるように町内関係業界及び民間団体との間で応援協力協定を締結し、人的・物的協力の具体的な内容や手順等を明確化する。

(3) 専門ボランティアとの連携体制の充実

町は、災害時にボランティアの活動が迅速かつ円滑に実施されるよう、以下の対策を講じていく。

ア 医療業務、介護業務及び被災建築物の応急危険度判定等の資格又は技術を要する専門ボランティアやボランティア団体の事前登録並びにボランティアの活動拠点等の整備を促進する。

イ 日本赤十字社沖縄県支部や県社会福祉協議会等と連携して、災害時のボランティアのあり方、求められるマンパワーの要件及び活動の支援・調整等について研修会等を行い、ボランティアコーディネーターの養成に努める。

(4) 応援機関等の活動拠点候補地のリストアップ

町は、応援機関が集結し活動する場合、活動の拠点となる場所を迅速に確保する必要がある。そこで、公共施設を中心に活動拠点の候補地を、災害の危険性や緊急輸送ネットワーク等を考慮してリストアップしておき、災害時に必要な宿営、ヘリポート及び物資搬送設備を確保する等、できる

だけ迅速に対処できるようにする。

(5) 自衛隊との連携の充実

町及び県は、被害想定結果等をふまえて災害派遣要請の実施が想定される分野、緊急時の連絡体制及び受入拠点等を明確にしておくとともに、訓練等を実施して連携体制を充実させる。

(6) 応援・受援の備え

町及び防災関係機関は、災害の規模等に応じて円滑に応援又は受援できるように、以下の点を明確にした応援計画及び受援計画を策定し、事前の準備に努める。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行うものとする。その際、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮する。

- ・ 応援先・受援先の指定
- ・ 応援・受援に関する連絡・要請の手順
- ・ 災害対策本部との役割分担、連絡調整体制
- ・ 応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制、資機材等の集積・輸送体制等
- ・ 広域物資輸送拠点・地域内輸送拠点の確保

なお、被災都道府県からの応援の求めを受けた県が、本町に対して被災市町村への応援を求めた場合、県と協力し被災市町村への支援を行う。町は、連絡調整等県との一体的な支援体制の整備に努める。

(7) 応急対策職員派遣制度の活用

町は、県と連携し、訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受入れについて、活用方法の習熟、災害時における円滑な活用の促進に努める。

(8) 災害対応経験者の活用

町は、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、災害対応経験者をリスト化する等、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努める。また、退職者（自衛隊等の国の機関の退職者も含む。）の活用や、民間の人材の任期付き雇用等の人材確保方策をあらかじめ整えるように努める。

4 交通確保・緊急輸送体制の充実（実施主体：総務部、建設部、福祉部、県、県警察、道路管理者）

大規模災害時には、災害対策要員、負傷者、物資及び資機材等多量かつ大量の輸送需要が生じる。こうした輸送を円滑に行うためには、輸送用車両等の確保と併せて、輸送を円滑に行うための事前措置が必要であり、今後以下の対策を推進していくこととする。

(1) 交通規制計画の作成等

町は、緊急通行車両が交通渋滞で機能麻痺しないよう、重要路線等の交通規制計画を作成する。

併せて、必要な災害時交通規制用情報板の整備、交通誘導のための警備業者との協力協定の締結及び交通施設の耐震性確保等を図る。

(2) 重要道路啓開のための体制整備

町は、災害発生後、道路啓開計画に基づく連絡・連携体制を立ち上げ、速やかに道路の被害状況を把握し関係機関と情報共有を図り、通行に障害のある場合、直ちに道路啓開を実施する。また、定期的な実働訓練等により啓開体制の課題を抽出し、計画の見直しを行いながら、迅速な道路啓開

の実施に努める。

(3) 緊急輸送基地の選定及び整備

輸送を効率的に行うためには、各主体がそれぞればらばらに被災地に入るよりも、被災地外に緊急輸送基地を置き総合的な輸送体制を整える必要がある。そこで、町は、陸・海・空から物資等が集積することを念頭に置いて、災害の危険性や緊急輸送ネットワークを考慮した緊急輸送基地を選定し、備蓄拠点の機能も検討しつつ整備していくこととする。

(4) 臨時ヘリポート等の確保

町は、孤立化した場合等に備え、空からの輸送が迅速になされるよう、町内に1箇所以上、災害の危険性や緊急輸送ネットワークを考慮した臨時ヘリポート等を確保し、災害時の運用方法、必要な機材等を確保するよう努める。

また、自衛隊、海上保安庁等と連携したヘリコプター輸送体制を整備しておく。

(5) 緊急通行車両の事前届出の徹底

災害時の緊急輸送の確保を図るため交通規制がなされた場合、当該区間・区域を通行するためには緊急通行車両の確認がなされる。この場合、事前に届出を行い届出済証の交付を受けることで手続きが簡略化され、迅速な確認が可能となる。

そこで、「第3編 災害応急対策計画」に基づき、町は、使用する可能性のある車両をリストアップし、事前届出の徹底を図ることとする。

(6) 災害交通規制の周知

県警察は、災害時の交通規制実施時の運転者の義務等を町民に周知する。

(7) 運送事業者との連携確保

町は、緊急輸送調整業務への運送事業者等の参加、運送事業者等による物資集積拠点の運営（運送事業者等の施設活用を含む）及び被災者の輸送協力について以下の視点から検討し、必要な体制等の整備を推進する。

- ・被災者の輸送に必要な情報項目、輸送対象者、要請方法等
- ・物資の調達・輸送に必要な情報項目・単位の整理や発注方法の標準化
- ・物資の輸送拠点となる民間施設への非常用電源や非常用通信設備の設置の支援
- ・輸送車両への優先的な燃料供給等の環境整備
- ・輸送協定を締結した民間事業者等の車両の緊急通行車両の事前届出の普及

(8) 緊急輸送活動関係

町及び県は、多重化や代替性・利便性等を考慮しつつ、災害時の緊急輸送活動のために確保すべき道路、港湾、漁港、飛行場等の輸送施設及びトラックターミナル、卸売市場、展示場、体育館等の輸送拠点について把握・点検するものとする。また、町、県及び国は、これらを調整し、災害に対する安全性を考慮しつつ、関係機関と協議の上、県が開設する広域物資輸送拠点、町が開設する地域内輸送拠点を経て、各指定避難所に支援物資を届ける緊急輸送ネットワークの形成を図るとともに、指定公共機関その他関係機関等に対する周知徹底に努める。

(9) 生活道路等の通行可否の確認等

各道路管理者は、道路の浸水や土砂崩れ等を速やかに把握するため、パトロール体制、道路管理者間相互及び警察等とのリアルタイムな情報共有体制を整備するほか、浸水箇所への車両進入による水没事故を防止するため、アンダーパス等への水位センサーと表示板の設置を進める。

5 広報広聴体制の充実（実施主体：総務部）

被災地での流言飛語や二次災害を防止するための情報、災害応急対策に関する情報（対策の進捗状況、救援物資についてのお願い、ボランティアの募集等）を被災地内外に的確に発信することは、災害応急対策を円滑に進める上で極めて重要である。

そこで、町は、以下の対策を行う。

(1) プレスルールの整備

報道機関を通じての広報については、町、県及び防災関係機関からの情報を迅速・的確に発信するため、プレスルームを指定し、設備を充実する。

(2) 災害時の報道機関を通じての広報に関する意見交換会の開催

災害時に町からの情報が的確に報道機関を通じて提供できるよう、報道機関との間で災害時の広報に関する意見交換会を開催する。

(3) インターネットを通じた情報発信に関する検討

情報化の進展に伴い、インターネット、ワンセグ、SNS 等といった新しい情報伝達手段が普及してきている。

そこで、町、県及び防災関係機関からの情報をこうした手段を用いて伝達する方法や伝達内容等について検討を進める。

(4) 手話通訳者・外国語通訳者のリストアップ

聴覚障がい者や外国人に対して的確な情報を伝達できるよう、手話通訳者及び外国語通訳者をリストアップし、災害時の協力について事前に要請する。

6 防災拠点の整備に関する検討（実施主体：総務部）

防災拠点は、平常時には防災知識の普及・啓発、地域防災リーダー等の教育・訓練の場、さらには防災資機材や物資備蓄の場であり、災害時には、避難場所や災害応急対策活動及び情報通信等のベースキャンプともなる。

このため、町は、自治会・町内会の区域にはコミュニティ防災拠点を、小学校区・中学校区には地域防災拠点を確保する必要があり、これらの整備を推進していく。

7 公的機関等の業務継続性の確保（実施主体：総務部、関係部局、防災関係機関）

町及び防災関係機関は、災害時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、業務継続計画を策定し、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る。

また、実効性ある業務継続体制とするため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し及び計画の改訂等を行う。

特に、災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うこととなることから、業務継続計画の策定等に当たっては、少なくとも首長不在時の明確な順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・飲料水・食料等の確保、災害時

にもつながりやすい多様な通信手段の確保並びに非常時優先業務の整理について定めておく。

また、躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担する等、全庁をあげた体制の構築に努めるものとする。

さらに、町は、以下の各種データ及びそれらのデータを扱うシステム等の総合的な整備保全やバックアップ体制の整備を進める。

- (1) 戸籍、住民基本台帳、地籍、建築物、権利関係、施設、地下埋設物等情報、測量図面及び情報図面等データ
- (2) 不動産登記の保全等

第3款 個別応急対策の迅速かつ円滑な実施のための事前措置の充実

多種多様な災害応急対策活動を迅速かつ円滑に実施するためには、それぞれの活動に対応したきめ細かな事前措置を施していく必要がある。

そこで、以下の対策を講じていくこととする。

なお、町及び県は、災害時の迅速かつ円滑な救助の実施体制の構築に向けてあらかじめ救助に必要な施設、設備、人員等について意見交換を行うとともに、事務委任制度の活用により役割分担を明確化する等、調整を行っておくものとする。

また、民間事業者へ委託可能な業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送、避難者の運送等）については、あらかじめ民間事業者との間で協定を締結しておく、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておくことで、民間事業者のノウハウや能力等を活用する。

1 生命・財産への被害を最小限とするための事前措置の充実（実施主体：総務部、関係部局、東部消防組合、県）

町民の生命・財産への被害を最小限とするためには、情報の伝達、避難誘導、救出救助、緊急医療、消防活動及び二次災害防止活動の各段階においてきめ細かな事前措置を施していく必要があるため、以下の対策を積極的に推進する。

(1) 地震に関する情報の収集・伝達対策の充実

町は、地震による被害をより効果的に防止するため、緊急地震速報及び地震活動の見通しに関する情報や地震回数に関する情報等を町民に迅速に知らせる体制を整える。

(2) 津波に関する情報の収集・伝達対策の充実

町は、津波警報等の収集及び津波浸水予想区域住民等への伝達体制の充実を図る。

(3) 避難誘導対策の充実

危険な建物及び地域から安全な場所に町民や旅行者等を避難させるため、避難誘導に関する対策を町、県、社会福祉施設、学校、不特定多数の者が出入りする施設等においてそれぞれ確立する必要がある。そこで、町は、県や施設管理者等と連携して、以下の対策を推進していくこととする。

ア 社会福祉施設、公立学校その他の公共施設の耐震補強と避難体制の再点検

イ 医療機関、社会福祉施設、私立学校、ホテル・旅館、観光施設、不特定多数の者が利用する施設等の避難体制の再点検

ウ 高齢者、障がい者及び外国人のための避難マニュアルの作成

エ 耐震性のある県立施設の指定避難所指定に関する県との調整の推進

オ 避難路沿線施設の耐震性についての点検及び改修促進

(4) 救出救助対策の充実

建物、土砂の中に生き埋めとなった者及び危険な地域に孤立した者を迅速に救出救助できるよう、町は、以下の対策を推進していくこととする。

ア 県、消防機関、警察及び自衛隊との図上演習を含む合同救出救助訓練の実施（総合防災訓練に含む。）

イ 自主防災組織用の救出救助用資機材の補助

(5) 緊急医療対策の充実

大きな地震等により多数の負傷者が発生し、同時に医療機関もライフラインの停止等で機能麻痺に陥ることを想定すると、負傷者に対して迅速・的確に医療処置を施すためには、災害に強い医療施設・設備を整備するとともに、限られた医療資源を有効に活用できる対策を講じていく必要がある。

そのため、行政機関と医師会等医療関係者の連携のもとに協定を締結し、総合的な緊急医療対策を検討していくこととする。なお、当面は県として以下の対策を推進する。

ア 地震・津波、風水害の被害想定、初動期を念頭においた緊急医薬品等の備蓄の推進

イ 災害派遣医療チーム（DMAT）及び県内医療機関の医療従事者による医療救護班による緊急医療活動訓練の実施（総合防災訓練に含む。）

また、総合的な緊急医療対策のための検討項目は、次の項目とする。

ウ 第2次、第3次救急医療施設への軽傷患者の過集中の防止対策

エ 医療機関の被災状況、稼働状況及び医薬品に関する情報その他円滑な緊急医療活動に関する情報を一元化し提供するための対策

オ 地震・津波、風水害の危険性、被害想定の子測負傷者をふまえた国立病院機構、災害拠点病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設における応急医療体制の整備及び3日分の医薬品・医療資機材・非常電源用燃料等の備蓄並びにヘリポートの整備

(6) 消防対策の充実

町、東部消防組合は、町の消防常備化率や消防団員比率、自主防災組織カバー率の低さ等をふまえ、同時多発火災の発生に迅速に対処できるよう、以下の対策を推進していく。

(ア) 消防本部、消防団及び自衛隊との合同消火訓練の実施（総合防災訓練に含む。）

(イ) 耐震性貯水槽、可搬式小型動力ポンプ、小型動力ポンプ付積載車及び救助工作車等消防用施設・設備の整備促進

(ウ) 自主防災組織用の初期消火用資機材の補助

(エ) 消防広域化の支援及び消防救急無線のデジタル化・消防指令センターの整備・運用

(オ) 消防本部を通じての防災管理制度に基づき、防災管理者として大規模な建築物等の管理を行う者の選任、防災管理に係る消防計画の作成及び防災管理点検の実施等の促進

2 大規模停電への備え（実施主体：病院、社会福祉施設等の管理者）

(1) 病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設の管理者は、発災後72時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努めるものとする。

3 被災者の保護・救援のための事前措置の充実（実施主体：総務部、教育部、建設部、関係部局、県）

被災者に対してきめ細かな保護・救援を迅速に行うため、以下の対策を推進する。

(1) 学校の防災拠点化の推進

町は、以下の点に留意し、学校が地域の防災拠点として機能するため、必要な対策を講じる。

ア 無線設備の整備

- イ 教職員の役割の事前規定
- ウ 調理場の調理機能の強化
- エ 保健室の緊急医療機能（応急処置等）の強化
- オ シャワー室、和室及び車いす用トイレの整備
- カ 学校プールの通年貯水（消火用、断水時の生活用水用）及び浄化施設の整備
- キ 給水用・消火用井戸、貯水槽及び備蓄倉庫の整備
- ク 施設の耐震化及びバリアフリー化

(2) 家庭、社会福祉施設、医療機関及びホテル・旅館等への備蓄の啓発

災害発生初期の段階においては、町民や各機関それぞれが備蓄する食料・飲料水・被服寝具等の生活必需品により生活の確保を図る体制を構築するため、これに備えた事前の準備が必要である。このため、町は、家庭、社会福祉施設、医療機関及びホテル・旅館等に対して、物資の調達体制が確立するまでの間（概ね最低7日間）、食料・飲料水・被服寝具等の生活必需品をそれぞれにおいて備蓄するよう、普及・啓発を行う。

(3) 応急仮設住宅の迅速な建設のための事前措置

県は、災害により住家を失った人に対し迅速に応急仮設住宅を提供できるよう、プレハブ建築協会等との間での協定の締結を図る。

また、供給可能性を把握し、調達供給体制を整備しておく。

町は、地震・津波被害想定による被災戸数から仮設住宅の必要量を算定し、建設候補地をリストアップしておく。

また、町は、公営住宅や民間賃貸住宅の空家等を把握し、必要に応じて関係団体との協定を締結し、災害時の応急借上住宅として迅速に確保できるようにしておく。

(4) 物価の安定等のための事前措置

町及び県は、災害時、物価の安定等を図るため、大規模小売店及びガソリンスタンド等の営業状況の把握等を行うこととしている。これらの活動を迅速に行うため、以下の事前措置を実施する。

ア 災害時に価格監視する物品のリスト化及び監視方法の検討

イ 災害時に営業状況を把握する大規模小売店及びガソリンスタンド等のリスト化

(5) 文教対策に関する事前措置

町及び県は、災害時に文教対策を円滑に行うため、以下の事前措置を実施する。

ア 学校等の教育施設が指定避難所として使用される場合の、その使用のあり方（指定避難所として開放する場所、学校備品の使用方針等）及び学校職員の行動方針等の検討

イ 時間外災害時の児童、生徒及び学生の被災状況の把握方法の検討

ウ 時間外災害時の教職員の被災状況の把握方法の検討

エ 文化財の所有者又は管理者に対する防災体制の確立指導並びに文化財の耐震調査の指導

(6) 児童・生徒・園児等の保護等の事前措置

町は、学校等において、災害時における保護者との連絡、児童・生徒等の保護者への引渡しに関するルールをあらかじめ定めるよう努める。

また、町は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害時における幼稚園・保育所・認定こども園等の施設と町間、施設間の連絡・連携体制の構築に努める。

(7) 広域一時滞在等の事前措置

町は、大規模広域災害時に円滑な広域避難や広域一時滞在が可能となるよう、以下の事前措置の実施に努める。

- ア 他市町村との広域一時滞在に係る応援協定の締結
- イ 災害時の避難者の移送や受入れ等についての実施要領の作成
- ウ 一時滞在施設の選定、施設の受入能力等の把握
- エ 総務省の全国避難者情報システム等を活用した、広域避難者・一時滞在者の所在地等の情報を避難元及び避難先の市町村が把握する体制の整備
- オ 放送事業者等と連携した、広域避難者・一時滞在者へ生活情報等を伝達する体制の整備
- カ 広域避難者の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定の締結

(8) 家屋被害調査の迅速化

町は、家屋被害認定調査担当者の育成、罹災証明業務実施体制の整備、他市町村や関係団体との応援協定の締結等に努める。

(9) 非常災害指定時の消防用設備等の基準の検討

著しく異常かつ激甚な非常災害で指定避難所、応急仮設住宅、臨時医療施設が著しく不足する場合には、災害対策基本法第86条の2及び第86条の3により、消防法第17条の規定が除外される災害に指定される場合がある。

このような災害時に、臨時の指定避難所や応急仮設住宅等を速やかに確保できるように、町、東部消防組合は、消防法に準ずる消防用設備等の設置・維持基準を検討しておく。

第4款 消防防災ヘリコプターの整備の検討

大規模な災害が発生した場合、被害情報の収集、物資や防災要員の輸送、空中消火活動及び負傷者の搬送等を迅速に行う必要が出てくるが、道路の寸断や渋滞によって陸上からの情報収集や輸送・搬送には大きな障害が発生する可能性が高い。現在、県には消防防災ヘリコプターは配置していないことから、今後、県が検討する過程で、町として以下のような項目について検討し、県の整備検討に参画・連携していくこととする。

- (1) 被害情報の収集
- (2) 物資や防災要員の輸送
- (3) 負傷者の搬送
- (4) 空中消火活動

第5款 災害ボランティアの活動環境の整備

1 ボランティア意識の醸成（実施主体：福祉部、教育部、西原町社会福祉協議会、県）

(1) 学校教育における取組み

ボランティア精神の芽を育てるには、幼少期からの教育や体験に勝るものではなく、町及び県は、学校教育に積極的に取り入れていくものとする。

(2) 生涯学習を通じての取組み

町、県及び社会福祉協議会は、社会教育活動の中でボランティア講座等を開催して、ボランティアへの理解と実践への機会の創出を図る。

2 ボランティアの育成等（実施主体：福祉部、西原町社会福祉協議会、県）

(1) ボランティアの育成

町及び県は、ボランティアが効果的な活動を実施するため、県社会福祉協議会及び西原町社会福祉協議会と連携して、平常時からボランティアの育成に努めるものとする。

(2) 専門ボランティアの登録等

ア 町及び県は、災害時におけるボランティアの迅速かつ有効な活用を図るため、医療業務、看護業務、介護業務、通訳、無線通信及び被災建築物応急危険度判定等の専門的な資格や技能を有する者（以下「専門ボランティア」という。）を平常時から登録し、把握に努めるものとする。

イ 町及び県は、ボランティアとして登録されている専門ボランティアに対し、防災に関する知識及び技術の向上を図るため、研修及び訓練等に努めるものとする。

(3) ボランティアコーディネーターの養成

町及び県は、日本赤十字社沖縄県支部及び県社会福祉協議会並びに西原町社会福祉協議会と連携し、災害時にボランティアを指導し、効果的な活動が行えるよう、ボランティアコーディネーターの養成に努めるものとする。

3 ボランティア支援対策（実施主体：福祉部、建設部、総務部、西原町社会福祉協議会、県）

(1) 町及び県は、県・西原町社会福祉協議会と連携して、殺到するボランティアの受付場所、受付要員及び活動拠点について準備・指定しておくものとする。

(2) 町及び西原町社会福祉協議会は、災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、協定の締結等により町災害ボランティアセンターを運営する町社会福祉協議会との役割分担等を定めるよう努めるとともに、災害後のボランティアニーズについて想定しておき、初動期のボランティア活動が迅速に行われるようにしておくものとする。

(3) 町及び西原町社会福祉協議会は、ボランティア（団体）を登録・把握するとともに、ボランティア活動を支援していくものとする。

また、ボランティアが被災地において相互に連携して迅速かつ機能的な活動が行えるよう、平常時から研修や交流の機会を提供し、ボランティア相互の連絡体制等のネットワークを確保するものとする。

(4) 県及び県社会福祉協議会は、ボランティアが安心して活動できるようボランティア保険制度の周

知を図る等、加入促進に努めるものとする。

町は、ボランティア保険の加入に際して、保険料負担の支援を検討する。

- (5) 町及び県は、防災ボランティアの活動環境として、行政・NPO・ボランティア等の三者で連携し、平常時の登録、ボランティア活動や指定避難所運営等に関する研修や訓練の制度、災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備を推進するとともに、そのための意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進するものとする。
- (6) 町及び関係機関は、特に風水害時においては、建物内に堆積した泥の排除等、各家庭の清掃等への協力要請が多数想定されるため、これらの活動が円滑に行えるように必要な資機材等の調達体制やNPO・ボランティア等との連携体制等を確保しておくとともに、社会福祉協議会、NPO等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築する。

第6款 要配慮者の安全確保

高齢者、障がい者、外国人、乳幼児及び妊産婦等の要配慮者に対しては、防災知識の普及・啓発、災害時の情報提供、避難誘導及び救護・救済対策等の様々な面で配慮が必要である。

このため、平常時から地域において、要配慮者の支援体制を整備しておくことが重要である。

特に、避難行動要支援者には事前の個別避難計画（避難支援プラン）を策定する等、特に配慮するとともに、避難場所での健康管理や応急仮設住宅への優先的入居等を行える体制等の整備に努める。

また、障がいの種類及び程度に応じて障がい者が防災及び防犯に関する情報を迅速かつ確実に取得することができるようにするため、体制の整備充実、設備又は機器の設置の推進その他の必要な施策を講ずる。

1 社会福祉施設等における安全確保（実施主体：総務部、福祉部）

町は、社会福祉施設、幼稚園及び保育所における要配慮者の安全を確保するためには、以下の対策を講じておく必要がある。

(1) 町防災計画への位置づけ

町は、災害時の、要配慮者の避難対策等について、施設管理者、町及び福祉関係団体等の対応や連携協力方法等を地域防災計画に定めるものとする。

特に、浸水想定区域（洪水、高潮、津波）や土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設については、水防法や土砂災害防止法等に基づいて、土砂災害に関する情報、予報及び警報等の伝達に関する事項、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地を明記し、危険箇所内の要配慮者の円滑な避難体制の整備を徹底する。

(2) 施設・設備等の整備及び安全点検

施設の管理者は、災害時に避難行動要支援者が安全で円滑に避難できるよう、また、施設自体の崩壊や火災の発生を防止するため、施設や付属設備等の整備や常時点検に努めるものとする。

(3) 地域社会との連携

町は、災害時の避難にあたっては施設職員だけでは対応が不十分であり、常に施設と地域社会との連携が図られ、災害時において地域住民の協力が得られる体制づくりを行うものとする。

(4) 緊急連絡先の整備

町は、災害時には保護者又は家族と確実に連絡がとれるよう、緊急連絡先の整備を行う。

(5) 災害用備蓄等の推進

町は、長時間にわたりライフラインや医療品、食料等の確保ができない事態を想定し、非常電源、医療品及び非常用食料等の確保に努めるものとする。

(6) 介護保険法関係法令に基づく計画の策定

要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、介護保険法関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成するものとする。

2 在宅で介護を必要とする町民の安全確保（実施主体：総務部、福祉部）

心身に障がいがある者（児童を含む。以下同じ。）、介護を要する高齢者については、身体諸機能の障がいによる移動困難及び判断能力の減退等による行動困難等、防災上の困難が認められる。

また、常時単身で日常生活を営む高齢者についても、生活環境の面から防災上の特別の配慮を必要とする。

そのため、町は、防災と福祉の連携により、要配慮者に対し、適切な避難行動に関する理解の促進を図るものとする。

また、町は、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等にデジタル技術を活用するよう検討する。

(1) 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画（避難支援プラン）

町は、防災担当部局と福祉担当部局との連携のもと、消防団、自主防災組織等の防災関係機関及び平常時から避難行動要支援者と接している社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障がい者団体等の福祉関係者と協力して避難行動要支援者名簿を作成する。

また、個人のプライバシーに配慮しつつ、避難行動要支援者の名簿等の情報を関係機関と共有し、また、本人の同意を得ることにより、又は町の条例の定めにより、町地域防災計画に定めた消防機関、県警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等に提供し、一人ひとりの避難行動要支援者に対して複数の避難支援者を定める等、具体的な個別避難計画（避難支援プラン）の策定に努めるものとする。

避難行動要支援者名簿の作成・活用及び個別避難計画（避難支援プラン）の策定に当たっては、災害対策基本法及び「避難行動要支援者の避難支援に関する取組指針」（平成25年8月内閣府）に基づくものとし、また、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないように、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。

本町においては、平成24年3月に「西原町災害時要援護者支援計画」を策定した。避難行動要支援者名簿等の整備を推進していくこととする。

ア 避難行動要支援者の対象範囲

避難行動要支援者の対象範囲は、次のとおりとする。

- (ア) 身体障害者手帳1・2級（肢体不自由、視覚、聴覚）を所持する身体障がい者（心臓、じん臓機能障がいのみで該当するものは除く。）
- (イ) 療育手帳Aを所持する知的障がい者
- (ウ) 精神障害者保健福祉手帳1級を所持する者で単身世帯の者
- (エ) 難病患者（腎臓機能障がい、呼吸機能障がいがあり、入院していない者
- (オ) 要介護認定3～5を受けている者
- (カ) 自立支援医療費受給者（精神通院）

上記(ア)～(カ)のいずれかに加え、かつ下記①～③のいずれかに該当する者。

- ① 生活基盤が自宅にあること。
- ② 近隣に家族等支援者がいないこと
- ③ その他、本人や家族、地域住民が支援を必要と考えた者

イ 避難行動要支援者名簿には、避難行動要支援者に関する以下の事項を記載し、又は記録するも

のとする。

(ア) 氏名

(イ) 生年月日

(ウ) 性別

(エ) 住所及び居所

(オ) 電話番号その他の連絡先

(カ) 避難支援を必要とする事由

(キ) 前各号に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し町長が必要と認める事項

ウ 町長は、避難行動要支援者名簿の作成に必要な限度で、要配慮者の氏名等の情報を内部で目的外利用し、又は関係都道府県知事等に対し必要な情報の提供を求めることができるものとする。

エ 町長は、避難支援等の実施に必要な限度で、避難行動要支援者名簿に記載し、又は記録された情報（以下「名簿情報」という。）を、内部で目的外利用できるものとする。

オ 町長は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、消防機関、県警察、民生委員・児童委員、町社会福祉協議会、自主防災組織その他の関係者に対し、避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者の同意、又は町の条例の定めがある場合には、あらかじめ名簿情報を提供するものとする。また、個別避難計画の実効性を確保する観点等から、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、個別避難計画情報の漏洩の防止等必要な措置を講じる。

カ 町長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、本人の同意を得ることなく、オの関係者その他の者に対し、名簿情報を提供できるものとする。

キ 町長は、オ又はカにより名簿情報を提供するときは、名簿情報の提供を受ける者に対して名簿情報の漏洩の防止のために必要な措置を講ずるよう求めることその他の当該名簿情報に係る避難行動要支援者及び第三者の権利利益を保護するために必要な措置を講ずるよう努めなければならないものとする。

ク オ又はカにより名簿情報の提供を受けた者その他の当該名簿情報を利用して避難支援等の実施に携わる者又はこれらの者であった者は、正当な理由がなく、当該名簿情報に係る避難行動要支援者に関して知り得た秘密を漏らしてはならないものとする。

ケ 個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者に対する措置

町は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備等、必要な配慮をするものとする。

(2) 防災についての普及・啓発

町は、広報等を通じ、要配慮者をはじめ、家族、地域住民に対する啓発活動を行う。

ア 要配慮者及びその家族に対する普及・啓発

- ・日常生活において常に防災に対する理解を深め、また、日頃から対策を講じておくこと。
- ・地域において防災訓練等が実施される場合は、積極的に参加すること。

イ 地域住民に対する普及・啓発

- ・地域在住の要配慮者の把握に努め、その支援体制を平常時から準備すること。
- ・発災時には、要配慮者の安全確保に協力すること。

(3) 緊急通報システムの整備

町は、災害時に要配慮者が直接消防機関に通報できるシステムの整備に努めるものとする。

また、町は、障がい者に対し障がいの種類及び程度に応じて障がい者が緊急の通報を円滑な意思疎通により迅速かつ確実に行うことができるようにするため、多様な手段による緊急の通報の仕組みの整備の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。

3 不特定多数の者が利用する施設における安全確保（実施主体：施設管理者）

不特定多数の者が利用する施設等には、高齢者や障がい者、外国人等のように災害時には自力で避難することが困難な人々が多く出入りしていることから、これら要配慮者の安全を確保するためには、日頃から十分な防災対策を講じておくことが必要である。

(1) 施設設備等の整備

施設の管理者は、災害時に要配慮者が安全で円滑に施設等から避難できるよう、高齢者、障がい者等の移動等の円滑化の促進に関する法律等に基づき、施設や附属設備等の整備に努めるものとする。

(2) 施設及び設備等の安全点検

施設の管理者は、災害時における施設自体の崩壊や火災の発生を防止するため、施設や附属設備等の常時点検に努めるものとする。

第7款 観光客・旅行者・外国人等の安全確保

町、県、防災関係機関、観光施設、宿泊施設及び交通施設（バス等）等の管理者は、観光客・旅行者等の行動特性を考慮し、地理に不案内な観光客・旅行者等や日本語を解さない外国人等が災害に遭遇した場合を想定した安全確保体制を整備する。

1 観光客・旅行者等の安全確保（実施主体：総務部、建設部、施設管理者、各交通機関等）

(1) 避難標識等の整備、普及

町、観光施設、宿泊施設及び交通施設等の管理者は、避難誘導標識の配置、管理施設への海拔表示及びハザードマップの掲示等を推進するほか、県、観光協会、交通機関、レンタカー会社及びガソリンスタンド等と連携して、災害発生時の避難行動や避難場所等の情報を、ホームページや観光マップ等を利用して観光客・旅行者等へ周知する。

(2) 観光客・旅行者・宿泊客の避難誘導・帰宅支援体制の整備

観光施設、交通施設、旅館・ホテル等の施設管理者は、災害時の避難誘導マニュアルや避難支援体制を事前に整備しておく等、観光・宿泊客等の安全を確保することにとどまらず、交通機関の被災等で、帰宅困難となった多数の観光客・旅行者等が待機できるよう、平常時から食料・飲料水・被服寝具等の生活必需品の備蓄に努めるものとする。

町は、津波避難計画の策定において、観光・宿泊客等が多い時期を想定し、観光施設、宿泊施設、交通施設等の管理者と連携して、円滑に誘導する体制や避難場所、避難経路等を確保する。

また、県と連携して、観光客・旅行者等に津波警報や避難情報等を即時配信できるシステムの導入に努める。

(3) 観光関連施設の耐震化促進

町及び県は観光関連団体と連携し、観光関連施設の耐震診断及び改修に係る広報及び相談、支援策の実施に努める。

2 外国人の安全確保（実施主体：総務部、建設部）

町及び県は、国際化の進展に伴い、本町に居住・来訪する外国人が増加していることをふまえ、言語・文化・生活環境の異なる外国人の災害時における避難対策等の充実強化を図り、的確な行動がとれるような支援方策と環境づくりに努める。

また、町は国に協力し、研修を通じて災害時に行政等から提供される災害や生活支援等に関する情報を整理し、指定避難所等にいる外国人被災者のニーズとのマッチングを行う災害時外国人支援情報コーディネーターの育成を図るものとする。

(1) 外国人への防災知識の普及

町は、ハザードマップや避難誘導標識等への外国語の併記や、外国語による防災パンフレットを作成し、外国人に配布する等の方法により、外国人に対し防災知識の普及・啓発を図るものとする。

(2) 外国語通訳ボランティアの活用体制の整備

町は、災害時における外国語通訳ボランティアの事前登録等、通訳ボランティアの活用体制の整備を図るものとする。

3 観光危機管理体制の整備（実施主体：総務部、建設部、観光関連団体等）

(1) 観光危機管理の普及啓発

町及び観光関連団体等は、県と連携して観光危機管理に関する知識等の普及啓発を図る。

(2) 観光危機情報提供体制の整備

町は、県、国及び観光関連団体等と連携し、地震・津波等の観光危機発生時に観光客が必要とする各種情報を収集し、要支援観光客や交通手段等にも配慮しつつ総合的かつ迅速に、情報発信を行える体制を整備する。

また、町は、危機発生時に、県、（一財）沖縄観光コンベンションビューロー、観光関連団体・事業者等間の通信を確保できるよう、非常用通信手段の整備に努める。

第5節 避難体制等の整備

危険な建物、地域から安全な場所に町民や観光客・旅行者等を避難させるため、避難誘導、収容に関する対策を確立していくこととする。

避難指示等が発令された場合の避難行動としては、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等をふまえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについて、町は、日頃から住民等への周知徹底に努める。

なお、平常時から、被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組み）等の被災者支援の仕組みの整備等に努める。

1 避難体制の整備（実施主体：総務部、福祉部、建設部、教育部、関係施設等管理者）

(1) 町の役割

- ア 指定避難所の選定
- イ 指定避難所の開設及び運営方法の確立
- ウ 指定避難所の安全確保
- エ 町民への周知
- オ 警報、避難情報等の伝達内容・手段、避難誘導體制の整備
- カ 避難指示等の基準の設定、国及び県等への避難指示等の判断の助言を求める際の連絡調整窓口及び連絡方法等の整備
- キ 高齢者、障がい者、外国人のための避難マニュアルの作成
- ク 避難経路の点検及びマップの作成
- ケ 避難心得の周知（携帯品、その他心得）

(2) 社会福祉施設、病院、学校、観光・宿泊施設、不特定多数の者が出入りする施設等の管理者の実施すべき対策

- ア 避難計画の作成
- イ 避難誘導體制の整備

2 避難場所・避難所の指定・整備等（実施主体：総務部、福祉部、関係部局）

(1) 指定緊急避難場所・指定避難所の指定・整備

ア 指定緊急避難場所・指定避難所の指定

町は、各種災害から危険を回避するための指定緊急避難場所及び被災住民が一時滞在するための指定避難所を指定する。指定に当たっては、災害対策基本法施行令で定める指定緊急避難場所及び指定避難所の基準に適合するように留意する。

指定緊急避難場所及び指定避難所の指定、取り消し又は当該施設の重要な変更を行う場合は知事への通知及び公示を行うほか、指定緊急避難場所や円滑に避難するために必要な情報を防災マップ等で町民等に周知する。

なお、指定緊急避難場所と指定避難所を相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適當である場合があることを日頃から住民等へ周知徹底するよう努めるものとする。

指定避難所の指定にあたっては、以下の点に留意する。

- (ア) 指定避難所は、公・私立の学校、公民館、旅館等とし、できるだけ炊き出し可能な既存建物を使用するものとする。
- (イ) 指定避難所として使用する建物については、バリアフリー設備を確保するとともに定期的にその現況を調査するものとする。
- (ウ) 避難場所の選定に当たっては、洪水、高潮等の浸水想定区域、土砂災害警戒区域・危険箇所等を考慮するものとする。
- (エ) 指定避難所に適する施設がないところについては、簡易宿泊施設及び天幕を設置する場所を選定しておくものとする。
- (オ) 町内に適当な場所がない場合は、県及び隣接市町村と協議して指定避難所の予定施設又は場所を定めるものとする。
- (カ) 指定避難所の予定施設又は場所については、あらかじめ土地、建物、所有者又は管理者の了解を受けておくものとする。
- (キ) 想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定する。

イ 指定緊急避難場所・指定避難所の整備

町は、指定緊急避難場所及び指定避難所の安全性の強化に努めるほか、内閣府の「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針（平成 25 年 8 月）」を参考に指定避難所の環境整備に努めるとともに、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な場合にはホテルや旅館等の活用等を含めて検討するよう努めるものとする。

また、町は、学校を指定避難所に指定する場合は、教育活動の場であることに配慮し、指定避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、指定避難所としての利用方法等について教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。

なお、町は、整備に当たっては、以下の点に留意する。

- (ア) 災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努める。
- (イ) 指定避難所となる施設については、必要に応じ、良好な生活環境を確保するために、換気、照明等の施設の整備に努める。
- (ウ) 新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、平常時から、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な措置を講じるよう努める。また、必要な場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用を含めて、可能な限り多くの指定避難所の開設に努めるものとする。
- (エ) 指定避難所において貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、非常用電源、ガス設備、衛星携帯電話等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレ等、要配慮者にも配慮した施

設・設備の整備に努めるとともに、避難者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図るものとする。また、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努める。

- (ハ) 指定避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、常備薬、マスク、消毒液、段ボールベッド、パーティション、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資や新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策に必要な物資等の備蓄に努める。また、備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、子供にも配慮するものとする。
- (ニ) 指定避難所となる施設において、あらかじめ、必要な機能を整理し、備蓄場所の確保、通信設備の整備等を進める。また、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努めるものとする。
- (ホ) 町は、マニュアルの作成、訓練等を通じて、指定避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努める。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に指定避難所を運営できるように配慮するよう努める。特に、夏季には熱中症の危険性が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発に努める。
- (ヘ) 指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に指定避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努める。
- (コ) 町及び各指定避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、NPO・ボランティア等との定期的な情報交換や避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成に努める。
- (ク) 町は、指定緊急避難場所や指定避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努める。

(2) 福祉避難所の指定・整備

町は、指定避難所でのケアが困難な高齢者・障がい者等の要配慮者を専用に受け入れる福祉避難所を指定する。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努める。

福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定するものとする。特に、要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努める。

町は、福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないように、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入対象者を特定して公示するものとする。福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努める。

(3) 広域避難場所等の指定

- (ア) 町は、火災等が拡大し、生命に危険が及ぶような場合に備えて、公園等のスペースを指定しておくものとする。

避難場所の指定は、以下の基準によるものとする。

- a 周辺市街地大火によるふく射熱に対し、安全を確保できる有効面積があること。

- b 災害時に避難者の安全を著しく損なうおそれのある施設が、避難場所内部に存在しないこと。
- c 避難場所内の建物、道路、池等を除き、利用可能な避難空間として、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策をふまえ、できる限り過密とならない広さを確保すること。
- d 避難場所ごとの地区割計画の作成に当たっては、町内会、自治会区域を考慮する。

(イ) 避難路の指定

町は、避難場所ごとに、延焼火災等に対して十分な安全性を有する避難路を指定し、沿道の不燃化を促進するものとする。

第2章 地震・津波災害予防計画

本章では、地震・津波災害に特有な予防対策を示す。本章に記載のない事項については、「第1章 共通の災害予防計画」によるものとする。

第1節 地震・津波災害予防計画の基本方針等

1 減災目標

町及び県は、地震・津波の被害想定調査結果をふまえて減災目標を設定し、防災関係機関と協力して予測された被害を効果的に軽減するための防災対策を計画的に推進する。

2 緊急防災事業の適用

他県に比べて不利な沖縄県の特殊性をふまえて、国等の防災事業を積極的に活用し、遅れている防災対策を強力に推進する。

(1) 地震防災緊急事業五箇年計画の推進

県は、地震防災対策特別措置法に基づく地震防災緊急事業五箇年計画を策定し、県内の避難施設、消防用施設及び防災拠点施設・設備等の整備を推進する。

(2) その他の法令等の適用

津波対策の推進に関する法律、津波防災地域づくりに関する法律、その他の関連法令等に基づく防災・減災事業等の実施等により、地震・津波に強いまちづくりをソフト・ハードの両面から効率的、効果的に推進する。

また、町及び県は、老朽化した社会資本について、長寿命化計画の作成・実施等により、その適切な維持管理を推進する。

3 防災研究の推進

防災対策を効果的、効率的に進めるため、地震・津波災害の危険性や、防災対策の効果、問題点等を科学的に把握する。

(1) 防災研究の推進

国や大学等の調査研究成果や、過去の災害事例等を収集、整理及び分析し、災害発生のメカニズムと被害発生の原因等と、対応する防災対策の課題及び方策を明確にしていく。

また、工学的分野のほか、災害時の町民等の行動形態や情報伝達等に関する社会学的分野、古文書の分析等の歴史学等も含めた総合的な調査や研究を推進し、今後の防災対策に反映していく。

(2) 調査研究体制の確保等

大学や研究機関等と連携して、防災に関する調査・研究を効率的、効果的に進める体制を確保するとともに、調査・研究の進捗を管理し、成果を防災関係者等に速やかに提供していく。

第2節 地震・津波に強いまちづくり

第1款 都市基盤の整備

1 津波に強いまちの形成（実施主体：建設部、総務部）

町は、津波に強い都市構造化を図るため、以下の点をふまえ、沿岸部の土地利用、建築物や土木構造物等の設計及びまちづくり等を実施する。

- (1) 最大クラスの津波に対しては、町民等の生命を守ることを最優先としつつ、生活や産業への被害を軽減する観点によるまちづくりを進める。

このため、臨海部に集積する港湾、工場、物流拠点、臨海工業地帯、漁港等の施設に対する被害を軽減するとともに、そこに従事する者等の安全を確保する観点から、関係機関との連携のもと、海岸保全施設等の整合的な整備、諸機能の維持・継続、堤外地も含めた避難施設の整備その他避難対策の強化等の総合的な取組みを進める。

- (2) 最大クラスの津波による津波浸水想定を公表するとともに、津波災害警戒区域の警戒避難体制の向上を促進する。
- (3) 徒歩による避難を原則として、地域の実情をふまえつつ、できるだけ短時間で避難が可能となるようなまちづくりを目指す。

特に、津波到達時間が短い地域では、概ね5分程度の避難を可能とする。ただし、地形や土地利用状況等から困難な地域では、津波到達時間等を考慮する。

- (4) 町や県の地域防災計画とまちづくり等の有機的な連携を図るため、町役場関係部局連携による計画作成や、まちづくりへの防災専門家の参画等、津波防災の観点からのまちづくりに努める。

また、まちづくり等を担当する職員に対してハザードマップ等を用いた防災教育の充実を図り、日頃からまちづくり行政の中に防災の観点を取り入れる。

- (5) 津波浸水想定区域等の津波の危険区域について、各沿岸地域の自然特性、社会経済特性、施設整備、警戒避難体制及び土地利用等が有機的に連携した津波防災対策を推進する。

なお、比較的発生頻度の高い津波に対しては、港湾・漁港の後背地を防護するための一連の堤防・胸壁等を計画する等、一体的な施設整備を図る。

- (6) 内陸への津波遡上、浸水を防止するため、必要に応じて道路等の盛土について検討する。
- (7) 河川護岸の整備等を推進するとともに、水門等の自動化・遠隔操作化や内水排除施設の耐水機能の確保に努める。

- (8) 浸水の危険性の低い地域を居住地域とする土地利用計画の策定、できるだけ短時間で避難が可能となるようなまちづくりと連携した避難施設の計画的整備、民間施設の活用による確保及び建築物や公共施設の耐浪化等、津波に強いまちの形成を図る。

なお、事業の実施に当たっては、効率的・効果的に行われるよう配慮する。

- (9) 社会福祉施設医療施設等についてはできるだけ浸水の危険性の低い場所に立地するよう整備し、やむを得ず浸水のおそれのある場所に立地する場合には建築物の耐浪化や、非常用電源の設置場所の工夫、情報通信施設の整備や必要な物資の備蓄等、施設の防災拠点化を図るとともに、中長期的には浸水の危険性のより低い場所への誘導を図る。

また、庁舎、消防署、警察署等災害応急対策上重要な施設の津波災害対策については、特に万全

を期する。

- (10)緊急輸送ルートを早期に確実に確保するため、緊急輸送道路や輸送拠点（空港、港湾、漁港、臨時ヘリポート等）について、地震・津波に対する安全性及び信頼性の高い施設整備に努める。

第2款 地盤災害の防止等

各種の地震災害から町土を保全し、町民の生命、身体及び財産を保護するための防災施設の整備・改修等の事業については、この計画の定めるところによって実施する。

1 地盤災害防止（実施主体：建設部、関係部局）

(1) 危険性

地盤災害の発生については、海岸周辺の低地等で液状化の危険性が高い。

また、近年の大規模地震で多発している盛土造成地等の崩落についても、町内の谷埋め型及び腹付け型の盛土造成地の危険性を把握する必要がある。

(2) 対策

町内の都市開発、市街地開発及び産業用地の整備並びにこれら地域開発に伴う液状化対策及び盛土造成地等の対策は、以下のとおりである。

なお、町は、盛土による災害防止に向けた総点検等をふまえ、危険が確認された盛土については、宅地造成及び特定盛土等規制法等の各法令に基づき、速やかに撤去命令等の是正指導を行う。

ア 町は、町の防災上重要な基幹施設や地域の拠点施設で液状化の予想されるところについては、所要の液状化対策を実施する。

イ 町は、今後の産業用地等の新規開発については、地盤改良等の徹底を行う。

ウ 町は、液状化被害の可能性がある地盤情報やそれらへの技術的対応方法について、積極的に町民や関係方面への周知・広報に努めるとともに、液状化被害の危険性を示した液状化ハザードマップを作成・公表するよう努める。

エ 町は、阪神・淡路大震災等の事例から、既存の法令に適合した構造物の液状化被害は少ないことから、法令遵守の徹底を図る。

オ 町は、宅地耐震化推進事業により、地震時に滑動崩落のおそれのある造成宅地の調査、宅地の耐震化、宅地ハザードマップの作成・公表を進めるほか、宅地造成等規制法による造成宅地防災区域の指定等を推進する。

各種の地震災害に対する防災施設の整備・改修等の事業については、この計画の定めるところによって実施する。

2 農地防災事業の促進（実施主体：建設部）

地震・津波時の農地被害は、特に液状化をはじめとする地盤災害や周辺河川・ため池等の決壊や津波の浸水等による二次災害として表面化する。これらへの対策として、町は、地震・津波に伴う農地防災事業を計画的に推進し、地震時の被害の拡大防止に努める。

第3款 建築物・構造物等の対策

1 防災建築物・構造物等の建設の促進（実施主体：建設部、教育部）

地震災害等による建築物・構造物の災害を防御するため、以下の項目に沿った防災建築物・構造物の建設を促進し、被害の減少を図るものとする。

また、町は、平常時より、災害による被害が予測される空家等の状況の確認に努める。

(1) 建築物・構造物の耐震設計の基本的な考え方

建築物、土木構造物、通信施設、ライフライン施設、防災関連施設その他の構造物・施設等の耐震設計の基本的な考え方は以下のとおりである。

ア 建築物・構造物等の耐震設計に当たっては、供用期間中に1～2度程度発生する確率を持つ一般的な地震動と発生確率は低い直下型地震又は海溝型巨大地震に起因する更に高レベルの地震動の両方をともに考慮の対象とする。

イ 建築物・構造物等は、一般的な地震動に際しては機能に重大な支障が生じず、かつ高レベルの地震動に際しても人命に重大な影響を与えないことを基本的な目標として設計する。

ウ 建築物・構造物等のうち、一旦被災した場合に生じる機能支障が、災害応急対策活動等にとって著しい妨げとなるおそれがあるものや、広域的に経済活動等に著しい影響を及ぼすおそれがあるもの、また、多数の人々を収容する建築物等については重要度を考慮し、高レベルの地震動に際しても他の建築物・構造物等に比べ耐震性能に余裕を持たせることを目標とする。

エ 耐震性の確保には、上記の個々の建築物・構造物等の耐震設計のほか、代替性の確保、多重化等により総合的にシステムの機能を確保することによる方策も含まれる。

(2) 建築物の耐震化の促進（実施主体：建設部、教育部）

町は、「西原町耐震改修促進計画（平成28年3月策定）」及び「沖縄県耐震改修促進計画（令和3年5月変更）」に基づき、地域内の住宅、特定建築物の耐震化目標（町所有の公共建築物のうち特定既存耐震不適格建築物100%）の達成に向け、町は、町有施設等の耐震化の現況を把握し、県と連携して、計画的な耐震化を図る。

また、建築物の耐震改修の促進に関する法律により耐震診断が義務付けられた要緊急安全確認大規模建築物及び要安全確認計画記載建築物の所有者・管理者に対し、診断結果の報告を指導し、結果を公表する。

そのほか、建築物における天井の脱落防止等の落下物対策、エレベーターにおける閉じ込め防止対策、高層ビルにおける長周期地震動対策及び津波への耐浪性確保対策等も併せて促進する。

(3) ブロック塀対策

宮城県沖地震では、ブロック塀や石垣の倒壊によって多くの死傷者を出し、自動販売機を含む屋外重量転倒危険物の危険性が改めて示された。

本町の場合、台風による強風対策として、ブロック塀や石垣が多数設置されており、これらの倒壊による被害を防止するため、以下の対策を実施検討する。

ア 調査及び改修指導

町は、ブロック塀等の地震による倒壊危険箇所の調査を行い、危険なブロック塀の造り替えや、生け垣の構築を奨励する。

特に地震・津波発生時の避難、消防活動及び緊急輸送を確保するため、避難路や緊急輸送道路の沿道、消防活動困難区域及び津波浸水想定区域の周辺等を重点に、ブロック塀等の倒壊による道路閉塞を防止する。

イ 指導及び普及啓発

町は、県と協力して建築物の防災週間等を通して、建築基準法の遵守について指導するとともに、ブロック塀等の点検方法及び補強方法の普及啓発を行う。

2 文化財災害予防計画（実施主体：教育部、文化財の所有者又は管理者）

建造物、美術工芸品等の有形文化財、史跡、名勝、天然記念物等を地震災害から守るため、次により災害予防の徹底を図るものとする。

- (1) 文化財の所有者又は管理者、町は、文化財保護のための施設・設備の整備等の耐震対策等に努める。
- (2) 文化財の所有者又は管理者、町は、管内文化財の防災計画を策定し、平常時から県警察及び消防機関と連携し、災害予防対策を実施する。
- (3) 町は、文化財の指定地内に居住する所有者に火気使用の制限を指導する。
- (4) 町は、防災施設の必要な指定文化財について年次計画をもって防災施設の設置を促進する。
- (5) 文化財の所有者又は管理者、町は、落下物等による破損防止対策を行うものとする。
- (6) 町は、文化財の所有者又は管理者に対し、防災体制の確立指導並びに文化財の耐震調査を指導する。

第3節 地震・津波に強い人づくり

1 広域津波避難訓練（実施主体：総務部、関係部局、防災関係機関）

町は、町民等の津波避難行動に特化した県実施の県下全域を対象とする広域的な実践訓練を津波防災の日（11月5日）等に参画する。これにより、町民等の津波防災意識の啓発、津波避難計画の検証等を行う。

なお、主な検証のポイントは以下のとおりとする。

ア 津波情報の伝達方法、津波指定緊急避難場所、避難経路等の課題

イ 津波避難困難区域の把握

ウ 米軍基地周辺での米軍との現地実施協定に基づく基地内への避難、避難行動要支援者の避難支援、福祉避難所及び災害拠点病院等への移送等の円滑性

第4節 地震・津波災害応急対策活動の準備

1 建築物・宅地の応急危険度判定体制の整備（実施主体：建設部）

町は、建築物の余震等による倒壊や部材の落下物等による二次災害を防止し、町民の安全を確保するため、被災建築物、被災宅地の応急危険度判定の支援が迅速かつ的確に実施できる体制の整備に努める。

第5節 津波避難体制等の整備

本町は、観光立県・沖縄県の中部に位置し、近年では西原マリパーク等に多くの観光客が訪れる。

一方、県内には過去に津波による大きな被害を受けた地域も存在し、町民、漁業関係者、海水浴客、釣り人、観光客及び避難行動要支援者等を津波被害から守るため、避難体制の強化等を推進する必要がある。

1 津波避難計画の策定・推進（実施主体：総務部）

(1) 町における対策

町は、県が策定する津波避難計画策定指針その他各自で定める避難指針、津波浸水想定結果及び海拔高度図等を基に、地域の実情に応じた実践的な津波避難計画を策定するよう努める。

なお、計画の策定や修正にあたっては、実際の災害対応、防災演習・訓練等の検証結果を反映し、より効果的な内容にしていくものとする。

なお、津波に関する防災教育、訓練、津波からの避難の確保等を効果的に実施するため、津波対策にデジタル技術を活用するよう努める。

(2) 要配慮者、不特定多数の者が利用する施設等の管理者

観光・宿泊施設、交通施設（バス等）、医療・福祉施設、学校、興行場その他の不特定多数の者が利用する施設の管理者は、観光客や施設利用者等の円滑な避難体制を中心とした防災マニュアルを策定し、訓練を実施する。この際、多数の避難者の集中や混乱等も想定した内容とする。

(3) 避難計画の留意点

ア 徒歩避難の原則

津波発生時の避難は、徒歩を原則とする。このため、町及び県は、自動車免許所有者に対する継続的な啓発を行う等、徒歩避難の原則の周知に努める。

ただし、避難困難区域や避難行動要支援者の避難支援者等で、指定避難所までの要時間が5分又は津波到達予測時間を越える等自動車等の利用が不可欠な場合においては、町は避難者が自動車等で安全かつ確実に避難できることを確認した上で、徒歩以外の避難手段を設定する。

この場合、県警察と十分な調整を図るとともに、各地域での合意形成、津波避難道路であることを周知する標識の整備、津波発生時の行動の周知等を徹底し、自動車避難に伴う危険性の軽減策を徹底する。

イ 消防防災関係職員等の避難原則

消防職員、消防団員、水防団員、警察官、町職員等津波浸水想定区域内で防災対応や避難誘導にあたる者は、当該地域の津波到達予測時間に余裕をもった時間内に避難することを原則として、当該時間内に可能な活動の手順や避難判断基準等を、平常時の津波防災訓練等の検証結果等をふまえて定めておく。

2 津波危険に関する啓発（実施主体：総務部、福祉部、建設部、教育部）

(1) 町における対策

ア 町は、町民等を対象に以下の項目について繰り返し普及・啓発を行う。

(ア) 津波浸水想定区域（想定の限界や不確実性を含む。）

(イ) 津波危険への対処方法（適切な避難場所及び避難路、津波警報等の意味及び精度、移動手段、率先行動等を含む。）

(ウ) 過去の津波災害事例や教訓（1771年八重山地震津波等）

(エ) 津波の特性（波の押し・引き、遠地地震等）

イ 普及・啓発は、以下に例示する各種手段・機会を活用して実施する。

(ア) 学校、幼稚園、保育園、消防署での職員、生徒、児童、園児及び保護者を対象とした教育

(イ) 漁業関係者、海水浴場関係者を対象とした説明会

(ウ) 津波危険地域に立地する施設関係者（特に観光・宿泊施設関係者、要配慮者関連施設、不特定多数の者が利用する施設等）を対象とした説明会

(エ) 津波危険地域の各町内会、自治会単位での説明会及び地域の防災リーダー（消防団、自主防災組織等）への研修会

(オ) 広報誌

(カ) 防災訓練

(キ) 防災マップ（津波ハザードマップ）

(ク) 統一的な図記号等を利用したわかりやすい案内板の設置（避難場所や避難階段等を、蓄光石等の夜間でも認知できる手法に配慮して表示するよう努める。）

(ケ) 電柱・電信柱や公共施設等への海拔、浸水実績高及び浸水予測高等の表示

(2) 広報・教育・訓練の強化

ア 津波ハザードマップの普及促進

町は、町の津波避難計画を反映した津波ハザードマップの作成・公表を促進するとともに、防災教育、訓練、広報その他土地取引における確認等を通じてハザードマップの内容の理解を促進する。

イ 津波避難訓練の実施

県は、防災関係機関、県民、観光客等が多数参加する広域的な津波避難訓練を実施する。

町は、津波浸水想定結果及び海拔高度図等を基に、最大クラスの津波高や津波到達予想時間をふまえ、防災関係機関、町民、防災リーダー及び避難行動要支援者等が参加する実践的な避難訓練を実施する。

ウ 津波防災教育の推進

町及び県は、教育関係者と連携して、過去の津波災害の脅威や教訓等を伝承する機会を定期的に設けるほか、学校教育をはじめ様々な場面で活用できる津波防災教育プログラムや危機意識を共有できるリスクコミュニケーション手法を整備し、町民の津波防災への理解向上に努める。

3 津波に対する警戒避難体制・手段の整備（実施主体：総務部）

本町の自然環境、地理条件、津波対策の現況等を考慮し、津波への警戒・避難体制の向上や津波避難困難地区の解消等を図るものとする。

(1) 危険予想区域の住民に対する情報伝達体制の整備

県は、沖縄県防災情報システム等により、町及び消防本部に対し気象庁が発表した地震情報や津波警報等を迅速に伝達するものとする。

町は、津波危険地域及び住家に対して津波警報等の内容に応じた避難指示等の具体的な発令基準や迅速な広報体制を整備し、地震情報や津波警報等を自動的に伝達するシステムの導入等、迅速な情報伝達体制の確保に努めるものとする。

町及び県は、地震情報、津波警報、避難指示等が町民の迅速・的確な避難行動に結びつくよう、要配慮者、観光客、旅行者及び外国人等に配慮して、効果的な伝達内容等を準備しておく。

また、関係事業者と連携して、津波警報等が確実に伝わるよう、防災行政無線、全国瞬時警報システム（Jアラート）、災害情報共有システム（Lアラート）、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）及びワンセグ等を用いた伝達手段の多重化、多様化に努める。

(2) 監視警戒体制等の整備

津波危険に対し警報等の把握、海岸地域及び河口付近の監視装置の設置等、監視警戒体制を整備する。

(3) 避難ルート及び避難ビルの整備

ア 避難距離の長い避難ルートの見直し

津波到達時間が短い地域では、概ね5分以内のルートを目標とし、地形、土地利用から5分以内が困難な場合は津波到達予想時間を考慮する。

また、徒歩で短時間に高台等へ移動できるよう、必要に応じて避難路、避難階段を整備し、町民等に周知する。整備にあたっては、地震による段差の発生、避難車両の増大、停電時の信号滅灯等を想定し、渋滞や事故のないようにする。

イ 避難ルート・避難場所案内板の設置

観光客等、現在地の地理に不案内な者でも速やかに身近な津波指定緊急避難場所へ移動できるよう、外国人等にもわかりやすい避難誘導サインを設置する。

ウ 津波避難ビルの整備等

津波避難困難区域等、身近な高台等が少ない地区では、公共施設のほか民間建築物等の活用も含めて津波避難ビルの指定や整備を促進する。

これらの指定や整備にあたっては、想定浸水深や建築物への衝突による水位上昇を考慮し、十分な高さや構造避難スペースが確保されるように努める。

なお、津波到達時間内に避難できる高台やビル等が存在しない地区では、一時的に緊急避難する盛り土による高台や津波避難タワーの整備等を検討する。

エ 津波指定緊急避難場所の指定・整備

津波指定緊急避難場所は、海拔5m以上で想定される浸水深以上の海拔高度を有する高台等とし、避難後も孤立せず、津波の状況に応じてさらに安全な場所へ移動できる場所の指定や整備を行う。

また、建築物については、必要に応じ、換気及び照明等の避難生活環境を良好に保つ設備の整備に努める。

やむを得ず津波浸水想定区域等に津波指定緊急避難場所を指定する場合は、施設の耐浪化、非常用発電機の設置場所の工夫、非常通信設備の配置及び物資の備蓄等を行う。

また、指定緊急避難場所を指定避難所（避難生活用の施設）と混同しないよう、町民への周知と理解を促進する。

オ 津波避難困難地域の解消

町は、県の津波避難困難地域予測結果を基に、地域の特性や避難体制の実情等をふまえて津波避難困難地域を設定する。また、津波避難困難地域図を活用して避難困難地域の解消に効果的な対策を検討し、対策の実施に努める。

(4) その他

町は、水門や陸閘を整備する際は、水門や陸閘の自動化や遠隔操作化に努めるとともに、閉鎖後の逃げ遅れを想定し、緊急避難用スロープの設置等に努める。

4 津波災害警戒区域における警戒避難体制の整備等（実施主体：総務部）

町は、津波災害警戒区域については、津波防災地域づくり法により以下の対策を講じる。

- ア 町防災計画に、当該区域ごとに津波に関する情報、予報及び警報・注意報伝達に関する事項、避難場所及び避難経路に関する事項、津波避難訓練に関する事項、主として防災上の配慮を要する者が利用する社会福祉施設・学校・医療施設の名称及び所在地等について定める。
- イ 津波災害警戒区域内の主として防災上の配慮を要する者が利用する社会福祉施設、学校、医療施設について、当該施設の利用者の津波発生時の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう、津波に関する情報及び予報並びに警報の伝達方法を町防災計画に定める。
- ウ 津波災害警戒区域を含む場合、町防災計画に基づき津波に関する情報の伝達方法、避難場所及び避難経路並びに円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項について町民に周知させるため、これらの事項を記載したハザードマップの配布等を行う。
- エ 町は、津波災害警戒区域内の避難促進施設に係る避難確保計画の作成又は避難訓練の実施に関し必要な助言又は勧告等を行い、施設所有者又は管理者による取組みの支援に努める。

第3章 風水害等災害予防計画

本章では、風水害等に特有な予防対策を示す。本章に記載のない事項については、「第1章 共通の災害予防計画」によるものとする。

第1節 風水害等災害予防計画の基本方針

風水害等災害予防計画は、災害の発生を未然に防止するために、治山治水事業等による町土の保全、防災に関する教育訓練の実施、災害用食料・物資資材の備蓄、気象・水防・消防・救助救急施設の整備、火災予防及びその他災害への予防対策について定め、その実施を図るものとする。

第2節 風水害等に強いまちづくり

第1款 地盤・土木施設等の対策、災害危険区域の指定等

1 治水計画（実施主体：総務部、建設部）

(1) 現況

本町には、重要水防区域として2つの河川が指定されている。

河川名（左右岸別）	重要水防区域		
	場所	延長	種別
	（旧大字等）	（m）	
小波津川	西原町小波津～河口	3.8	溢水
兼久川	西原町桃原	1.9	溢水

また、本町は毎年襲来する台風による豪雨の頻度が高く、雨による被害が極めて多い。

(2) 対策

町は、以下の対策を講じる。

- ア 住宅密集地区に係る河川等については、30年確率降雨量を設計条件として、計画的な河川の改修を積極的に推進する。
- イ 河川については、河川護岸施設の整備と並行して、堆積土砂の浚渫工事を積極的に推進する。
- ウ 慢性的浸水低地帯については、雨水貯留・浸透施設の設置を促進し、また、建築物の新築及び改築等に際しては地盤面の嵩上げを推進する等、長期的視点からその解消策を検討する。また、道路暗渠等については、都市化による河川への雨水の集中的流入を考慮し、河川の流量能力を著しく損なうことがないよう対処する。

(3) 浸水想定区域の指定と周知

- ア 町の役割

(ア) 町は、浸水想定区域の指定があったときは、町地域防災計画において少なくとも当該浸水想定区域ごとに避難判断水位到達情報の伝達方法、避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項、浸水想定区域内に主として高齢者等の要配慮者が利用する施設（以下「要配慮者利用施設」という。）で洪水時に利用者の円滑かつ迅速な避難を確保が必要なもの又は大規模工場等（大規模な工場その他地域の社会経済活動に重大な影響が生じる施設として町が条例で定める用途及び規模に該当するもの）の所有者又は管理者から申出があった施設で洪水時に浸水の防止を図る必要があるものについて、これらの施設の名称及び所在地について定めるものとする。

名称及び所在地を定めたこれらの施設について、町は、町地域防災計画に当該施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員に対する避難判断水位到達情報等の伝達方法を定めるものとする。

(イ) 町は、町地域防災計画において定められた避難判断水位到達情報等の伝達方法、避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項、浸水想定区域内の要配慮者利用施設及び大規模工場等の名称及び所在地について町民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他必要な措置を講じるものとする。

(ウ) 町は、水防法第15条に基づきハザードマップ等を作成、配布、研修等を実施し、災害リスクや災害時にとるべき行動について普及・啓発を図る。

イ 施設管理者等の役割

(ア) 地下街等の所有者・管理者

町地域防災計画に名称及び所在地を定められた地下街等の所有者又は管理者は、洪水時の避難確保及び浸水防止に関する計画を作成し、その計画に基づく避難誘導及び浸水防止活動等の訓練を行うほか、自衛水防組織を置く。

(イ) 要配慮者利用施設の所有者・管理者

町地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、洪水時の避難確保に関する計画を作成し、その計画に基づく避難誘導等の訓練を実施するほか、自衛水防組織を置くように努める。

町は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努める。また、当該施設の所有者又は管理者に対して、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行う。

(ウ) 大規模工場等の所有者・管理者

町地域防災計画に名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、洪水時の浸水防止に関する計画を作成し、その計画に基づく浸水防止活動等の訓練を実施するほか、自衛水防組織を置くように努める。

(4) 大規模氾濫減災協議会

大規模氾濫減災対策協議会は、社会全体で水害を防止・軽減させるためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的として、国、地方公共団体、河川管理者、水防管理者に加え、公共交通事業者、メディア関係者、利水ダム管理者等の集水域を含めた流域全体のあらゆる関係者が協働し、「流域治水」の取組みを推進するための密接な連携体制を構築するものである。

「沖縄県管理河川の大規模氾濫に関する減災対策協議会」に参加し、次の事項について協議し、

情報共有を図る。

ア 現状の水害リスク情報や減災に係る取組状況の共有

イ 円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動を実現するための各構成員がそれぞれ又は連携して取り組む事項をまとめた「地域の取組方針」の作成

ウ 「地域の取組方針」に基づく対策の実施状況のフォローアップ

エ 流域治水に関すること

オ その他、大規模氾濫に関する減災対策に関して必要な事項

【流域治水プロジェクト】

気候変動による水災害リスクの増大に備えるためには、流域に関わる関係者が、主体的に取り組む社会を構築する必要がある。

河川管理者を含む、あらゆる関係者（国・県・市町・企業・住民等）の協働により流域全体で行う治水「流域治水」へ転換するため、「流域治水プロジェクト」を示し、ハード・ソフト一体となった事前防災対策を加速させ、地域住民の安全・安心の確保を図るものである。

本町域の流域治水プロジェクト

協議会名	水系名	関連市町	公表日
沖縄県管理河川の大規模氾濫に関する減災対策協議会	小波津川水系	西原町	令和3年8月
	国場川水系	那覇市、糸満市、豊見城市、南城市、与那原町、南風原町、八重瀬町、西原町	令和3年8月

2 土砂災害予防計画（実施主体：総務部、建設部）

(1) 砂防関係事業

ア 危険箇所・警戒区域等

町内には、急傾斜地や急勾配の溪流、がけ崩れ、地すべり及び土石流による災害が予想される危険箇所・警戒区域等が66箇所ある。

急傾斜、地すべり及び土石流による危険が予想される区域は、4箇所ある。

イ 対策

町は、県と連携・協力して、警戒避難対策等による被害防止が困難な危険箇所を把握し、土砂災害防止法、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律、地すべり等防止法及び砂防法等関係法令に基づく危険区域の防災対策を講じる。

ウ 緊急情報の発信

町、県は、土砂災害防止法に基づき河道閉塞等の発生の有無を調査し、土砂災害緊急情報を発信する。

(2) 警戒避難体制の整備

ア 土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域の指定に伴う措置

町は、警戒区域ごとに土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発令及び伝達に関する事項、避難施設その他の避難場所及び避難経路その他の避難路に関する事項、災害対策基本法48条第1項の防災訓練として町長が行う土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項、

警戒区域内に、要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設）であって、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地、救助に関する事項、その他警戒区域における円滑な警戒避難に必要な事項について、町地域防災計画に定め、町民等に周知を図るための措置を講ずる。

イ 土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域のハザードマップ等の作成、配布

町は、土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域のハザードマップ等を作成、配布、研修等を実施し、災害リスクや災害時にとるべき行動について普及・啓発を図る。

(3) 危険盛土の是正指導

町は、盛土による災害防止に向けた総点検等をふまえ、危険が確認された盛土については、宅地造成及び特定盛土等規制法等の各法令に基づき、速やかに撤去命令等の是正指導を行う。

3 農地等災害の予防及び防災営農の確立（実施主体：建設部）

農業災害予防のため、農地農業用施設の保全及び防災営農の推進は、以下によるものとする。

(1) 農地防災事業の促進

ア 農地保全整備事業

町及び県は、降雨によって浸食を受けやすい特殊土壌地帯や急傾斜地帯に造成された農地の浸食・崩壊を未然に防ぐための事業を推進する。

イ ため池等整備事業

(ア) 土砂崩壊防止工事

町は、農地、農業用施設及び他に被害を及ぼすおそれのある地区の土砂崩壊を未然に防ぐため、土砂崩壊の危険性のある地域を中心に事業を推進する。

(イ) 老朽ため池等整備工事

町は、町内に所在するかんがい用ため池で、古いこと等から堤体及び取水施設等がそのまま放置すると、豪雨時に破堤し、下流地域に多大な被害を招くおそれのあるため池について、緊急度の高いものから順次補修事業を実施する。

ウ 地すべり対策事業

町は、地すべり防止区域において地すべりによる被害を除去又は軽減し、農地及び農業用施設等を未然に防止する事業を推進する。

(2) 防災営農の確立

ア 指導体制の確立

町は、地域農業に影響を与える各種災害を回避・克服して、農業生産力及び農業所得の向上を図るため、関係機関、団体の統一的な指導体制の確立を図るものとする。

(ア) 指導組織の統一及び指導力の強化

町は、各種の防災研修を強化し、指導力の向上を図る。

(イ) 防災施設の拡充

町は、各種の防災実証展示施設の充実により、防災対策の普及・啓発を図る。

イ 営農方式の確立

町は、地域農業の当面する諸問題に積極的に対応しつつ、亜熱帯農業における防災営農技術の確立を図る。

4 高潮等対策（実施主体：総務部、建設部、県）

(1) 港湾整備事業

港湾、漁港等は管理区分によって町又は県が、それぞれ高潮、津波等による災害予防施設の整備強化を図るものとする。

(2) 警戒避難体制の整備

町は、沖縄県高潮被害想定調査結果（平成 18 年度～平成 19 年度）に基づき、津波・高潮ハザードマップ作成マニュアル（内閣府ほか、平成 16 年）等を活用して、高潮避難計画を検討し、高潮ハザードマップの作成・普及を実施する。

5 緑地の整備・保全（実施主体：建設部）

土砂災害の危険性が高い山麓部などの斜面地等については、砂防事業、地すべり対策事業及び急傾斜地崩壊対策事業等との連携や、緑地協定等による市街地における緑地の確保を図り、土砂災害防止や延焼遮断等の機能を有する緑地の体系的な整備・保全を推進する。

第2款 建築物・構造物等災害予防計画

本計画は、風水害、大火災等による建造物の災害を防御するため、以下の項目について、防災建造物の建設を促進し、建造物被害の減少を図るものとする。

1 建築物等の耐風及び耐火対策の促進（実施主体：建設部）

町は、建築物等の防風、防火、避難等の機能確保のため、適切な維持保全の周知に努めるとともに、建築物の耐風及び耐火対策を促進するものとする。

2 公共建築物の耐風及び耐火対策等（実施主体：建設部）

町は、所有の公共建築物のうち老朽化施設については、建替え又は補強等によって、耐風、耐水、耐浪及び耐火対策を進めるものとし、特に、体育館や公民館等、災害時の指定避難所となる公共施設については、開口部への雨戸設置、屋根の飛散防止等、耐風対策等を優先的に行うものとする。

3 公共建築物等の定期点検及び定期検査（実施主体：関係部）

町は、公共建築物については、建築設備等の定期点検及び検査を実施し、防火・避難等の機能を確保するものとする。

4 文化財災害予防計画（実施主体：教育部、文化財の所有者又は管理者）

建造物、美術工芸品等の有形文化財、史跡、名勝、天然記念物等を災害から守るため、次により災害予防の徹底を図るものとする。

- (1) 文化財の所有者又は管理者、町は、管内文化財の防災計画を策定し、平常時から県警察及び消防機関と連携し、災害予防対策を実施する。
- (2) 町は、文化財の指定地内に居住する所有者に火気使用の制限を指導する。
- (3) 町は、防災施設の必要な指定文化財について年次計画をもって防災施設の設置を促進する。
- (4) 文化財の所有者又は管理者、町は、暴風による倒壊等の防止対策及び落下物等による破損防止対策を行うものとする。
- (5) 町は、文化財の所有者又は管理者に対し、防災体制の確立指導を指導する。

第3款 不発弾災害予防計画

不発弾の爆発等による災害の発生及び拡大を防止するため、不発弾処理体制に万全を期し、関係機関の連絡協調を密にして不発弾処理の円滑化を図るとともに、町民一般に対する不発弾に関する防災知識の普及徹底を図る。

1 不発弾の処理体制（実施主体：総務部、県、県警察、自衛隊、第十一管区海上保安本部（中城海上保安部））

不発弾の処理は、概ね次によるものとする。

(1) 陸上で発見される不発弾の処理

ア 発見者は最寄りの交番又は浦添警察署に通報し、浦添警察署は県警察本部に発見届出をする。

イ 県警察本部長は、発見届出の都度、陸上自衛隊第15旅団長(第101不発弾処理隊)に処理要請を行う。

ウ 第101不発弾処理隊は、必要に応じ現場調査を行い弾種及び発見場所の状況等を勘案して撤去計画を立てる。

エ 小型砲弾等比較的危険度が少なく移動可能な弾種は、第101不発弾処理隊により回収し、一時保管庫へ搬入する。

オ 爆弾等危険度が高いものは、発見現場で信管離脱後、一時保管庫へ搬入する。

カ 信管離脱作業は、非常に危険を伴うので、次の対策を講じた上で実施する。

(ア) 町内で爆弾等危険度の高い不発弾が発見された場合は、町は、関係機関と撤去日時、交通規制、避難計画について協議するための処理対策会議を開催し、処理計画について十分な調整を図り、周知徹底する。

なお、関係機関は、責任分担覚書等を交換し、任務責任等を明確にするものとする。

(イ) 町は、避難範囲を定め、その区域への交通を規制し、地域住民を避難させる。

(ウ) 町長を本部長とする現地対策本部を設置する。

(2) 海中で発見される不発弾の処理

ア 発見者から通報を受けた町長、第十一管区海上保安本部（中城海上保安部）、県知事又は港湾管理者から、海上自衛隊沖縄基地隊司令への処理要請を行う。

イ 危険度が少なく移動可能なものは、沖縄水中処分隊により回収撤去し、一時保管庫へ搬入する。

ウ 危険度が高く、移動困難なものは、現地対策本部を設置し、発見現場で爆破処理する。

エ 爆破処理作業は、非常に危険を伴うので、次の対策を講じた上で実施する。

(ア) 町内で爆弾等危険度の高い不発弾が発見された場合は、町は、関係機関と撤去日時、交通規制、通行船舶規制、避難計画等について協議するための処理計画について十分な調整を図り、周知徹底する。

(イ) 町は、危険範囲を定め、その地域への船舶及び町民等の立入りを規制する。

(ウ) 町長を本部長とする現地対策本部を設置する。

2 関係機関の協力体制の確立（実施主体：総務部、県、国、関係機関）

町、県、国及びその他関係機関等の協力体制を確立し、不発弾等の調査、探査及び発掘処理工事の安全かつ円滑な推進を図るものとする。

第4款 気象観測施設・体制の整備

風水害等による被害を未然に防止し、あるいは軽減するため、雨量・水位等の気象観測施設の整備を行う必要がある。

このため、観測施設を有する機関は、当該施設及び観測体制の整備を推進するとともにこれらの施設による観測資料の活用・提供等に積極的に協力するものとする。

1 沖縄気象台における気象業務体制の整備（実施主体：総務部、沖縄気象台）

沖縄気象台は、気象庁防災業務計画に基づき、気象、高潮、高波、地震・津波及び火山現象等の災害に関する気象業務体制の整備及び充実を図る。

(1) 観測施設の整備充実

沖縄気象台は、降雨状況等を監視するため、雨量計や潮位観測施設等を適切に整備配置し、関係行政機関、県及び町等と協力して観測体制の充実に努める。

(2) 観測資料等のデータベースの構築

沖縄気象台は、災害発生時等において、防災気象情報を補完するための観測資料等を防災機関等へ適時・適切に提供できるよう、過去の観測資料等を収集・整理しデータベース化を図る。

また、風水害等の警戒避難に必要な観測情報を、リアルタイムに町や町民等に提供する体制やシステムの整備を推進する。

2 主要関係機関における気象観測体制の整備（実施主体：総務部、建設部、県、関係機関）

町、県及び関係機関においては現有施設の十分な活用を行うとともに、雨量計（自記、テレメータ等）及び水位計（自記、テレメータ等）の整備充実を図る。

また、町は、風水害等の警戒避難に必要な観測情報を、リアルタイムに町民等に提供する体制やシステムの整備を推進する。

第3節 風水害等に強い人づくり

第1款 防災知識の普及・啓発

町及び関係機関は、台風や大雨、火災等に対する教訓、訓練、広報を充実・強化し、風水害等への町民等の防災意識や対応力を維持・向上させる。

特に近年、台風への防災意識の低下が懸念され、台風時に外出して負傷する事例が多数みられることから、町、県及び関係機関は、台風や大雨、火災等に対する教訓、訓練、広報を充実・強化し、風水害等に対する町民等の防災意識や対応力を維持・向上させるため、過去に本町に甚大な被害をもたらした台風等の教訓を再認識し、災害の教訓を風化させないことが重要である。

1 台風教育（実施主体：総務部、教育部、沖縄気象台）

(1) 講演会

沖縄気象台及び町は、防災気象講演会やお天気教室等を定期的に行い、町民向けの台風や大雨等の気象災害の知識を普及する。

(2) 防災教育

町は、幼稚園、小・中学校の学校教育等において、台風・大雨等の災害の基礎知識や避難行動等についての防災教育を徹底する。

(3) 災害教訓の伝承

ア 台風災害の蓄積と公開

町は、町内の過去の大規模な台風災害に関する資料、文献及び映像等をライブラリー化し、町民への災害記録や教訓等の周知に努める。

イ 台風災害の経験・教訓等の伝承

町は、過去の大規模台風災害等の検証や記念事業（シンポジウム、現地歩き、展示会、被災者の語り部等）を定期的に行い、災害等の教訓を後世に伝える。

第2款 自主防災組織の育成

町は、洪水・高潮等の浸水、土砂災害、暴風等に対する自主防災組織等の活動体制を整備し、風水害への地域防災力を確保する。

特に、風水害においては、浸水想定区域や土砂災害警戒区域等の危険箇所内の避難誘導や避難行動要支援者等の避難支援を円滑に行えるように自主防災組織等の協力体制の整備を促進する。

また、地域防災のリーダーとして自主防災組織の核となる人材の養成や、消防団員の候補者となりうる町民や企業就業者への研修を行い、町内の自主防災組織の組織化や、消防団員の確保に努める。

第4節 風水害等応急対策活動の準備

第1款 個別応急対策の迅速かつ円滑な実施のための事前措置の充実

1 水防及び救助施設等整備計画（実施主体：総務部、建設部、東部消防組合、船舶関係者、危険物取扱者）

水防、消防及び救助施設等の現況、管理及びその整備は、次によるものとする。

(1) 水防施設等

水防法の規定により、町、東部消防組合は、管内における水防を十分に果す責任を有し、水災の防御及びこれに因る被害を軽減するため、必要に応じて水防倉庫及び水防機材等の水防施設を整備するものとする。

(2) 流出危険物防除資機材

町、東部消防組合、船舶関係者及び製油所及び油槽所等の石油等危険物取扱者は、大量に流出した危険物による災害の拡大防止等に必要な、以下の資機材等の整備を図るものとする。

ア 流出危険物の災害防止に必要なオイルフェンス、むしろ、応急木材、作業船等

イ 流出危険物の回収及び処理に必要な油処理剤、油吸着剤並びに吸引ポンプ、バージ等

ウ 流出危険物から火災が発生した場合の消防活動に必要な化学消防車、化学消火剤及び消火器具等

エ 流出危険物による災害の拡大防止に必要なガス検知機及び通信機器等

第5節 道路事故災害予防計画

1 危険箇所の点検・補修（実施主体：建設部、沖縄総合事務局、県、西日本高速道路）

道路管理者は、道路構造物や沿道斜面等を定期的に点検・調査し、異常箇所の補修・改良、危険箇所の防災対策を行う。

2 体制・資機材の整備等（実施主体：建設部、沖縄総合事務局、県、西日本高速道路）

道路管理者及び県警察は、大規模事故発生時の情報収集・伝達、交通規制、復旧等を速やかに行うため、情報の連絡、提供体制、対策資機材等の整備に努める。

第6節 海上災害予防計画

1 災害応急対策への備え（建設部、第十一管区海上保安本部、沖縄総合事務局、県、消防機関）

(1) 情報連絡体制の整備

第十一管区海上保安本部、県及び町は、大規模海難や油等流出事故が発生した場合に、沿岸の町民、事業者、漁業協同組合及び港湾・漁港管理者及び船舶等に緊急情報を収集・伝達する体制を確立しておく。

(2) 消防、救助体制の整備

第十一管区海上保安本部及び町は、海上捜索活動を実施できる船舶等の整備に努める。

また、町及び消防機関は、消防艇等の消防用機械・資機材等の整備に努めるとともに、海水等を消防水利として活用する施設の整備に努める。

(3) 油防除作業体制の整備

県及び町等は、迅速かつ的確な油防除ができるように、油防除マニュアルの作成や防除資機材の整備に努める。

(4) 訓練等

第十一管区海上保安本部、沖縄総合事務局、県、町及び消防機関等は、大規模な海難事故や油の大量流出事故等を想定して、海上消火、海難救助及び流出油防除等の訓練を実施するとともに、海難事故や油流出事故への対応を迅速かつ的確に実施できる人材を育成する。